

裁判員裁判制度に内在する諸問題

－鳥根県裁判員裁判第1号事件を素材に－

林 弘 正

I. 問題の所在

II. 鳥根県裁判員裁判第1号事件－松江地裁平成21年10月29日判決

III. 裁判員裁判の問題点

IV. 結語

【資料】

I. 問題の所在

1. 司法制度改革審議会は、政治改革に端を発するわが国の一連の改革の総決算として司法制度改革を提言する。同審議会は、司法制度改革を「我が国は、直面する困難な状況の中にあつて、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。これら諸々の改革の根底に共通して流れているのは、国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的であつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によって立つ基本理念の一つである『法の支配』の下に有機的に結び合わせようとするものであり、まさに『この国のかたち』の再構築に関わる一連の諸改革の『最後のかなめ』として位置付けられるべきものである。」と自己規定する。

更に、同審議会は、司法制度改革の柱として、国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）、国民的基盤の確立（国民の司法参加）の3点をあげる。¹

伊東研祐教授は、司法制度改革を刑事実体法領域における潮流の変化と一

体的に捉え、「刑事解釈論の時代」を経て犯罪化・重罰化による「刑事立法の時代」に刑事司法制度改革の潮流が合流したものと位置付ける。²

司法制度改革は、かかる理念に基づいて2つの大きなテーマの下に展開された。

第1のテーマは、国民の司法参加という視点から裁判員制度の創設、即ち、国民的基盤の確立（国民の司法参加）である。裁判員制度の制度設計者は、「国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める。」ことをその趣旨とする。³「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法と略称する）第1条は、立法の趣旨を「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と規定する。⁴

司法制度改革の背景にある社会的事実、職業裁判官による裁判制度の硬直化を改革し、裁判に市民感覚を導入し、国民の感覚と著しく乖離した職業裁判官の意識変革をも視野に入れるものである。⁵

従来現実に実践されてきた裁判制度は、職業裁判官の専門性を前提に基本的に職業裁判官の専権事項であった。若干の例外は、最高裁判所判事の構成及び陪審法の実施に見られる。最高裁判所は、15名の裁判官から構成され、法曹界からは裁判官、検察官、弁護士が選任され、学識経験者として法曹資格のない者5名を任命することができる。裁判所法は、最高裁判所裁判官の任命資格について「識見の高い、法律の素養のある年齢40歳以上の者」とし、法曹資格を持った者（裁判所法41条1項1号ないし5号）及び大学の法律学の教授及び准教授（同項6号）と規定する。学識経験者として任命される裁判官は、研究者のほか行政官在職経験者が従来任命されている。⁶

このような裁判官の任命システムは、職業裁判官の専門性ゆえの社会的現実に対する判断力の固定化を招来し、市民感覚と乖離する結論を齎すこととなった。最高裁判所は、その弊害を打破するために判検事の相互交流、行政機関等への出向、民間企業等への派遣、海外留学、在外公館への派遣等の対応を図った。

裁判員制度は、このような従来の方策を更に超克し、国民自らの司法への

参加を制度化したものである。

裁判員制度導入の評価については、従来の職業裁判官による裁判システムとの整合性をどのように解するのか、市民の司法参加の意義をどのように解するかについての理解の差異により見解が分かれる。第1は、裁判員が裁判システムに参加することにより市民の意識を踏まえた妥当な結論が形成されるとの見解である。第2は、従来の職業裁判官による裁判システムの問題点の解明と検証を経てからより適切な裁判システムを構築すべきであり、裁判員裁判はその選択肢の一つであるとの見解である。法曹三者の理解は、市民が刑事裁判に参加することにより、司法に対する国民の信頼が向上するとの見解である。⁷

裁判員制度の導入は、民主主義の確立という視点から嘗て陪審員裁判が制度化された歴史的事実を想起し、その異同について検討することが重要である。

わが国における陪審員制度は、大正8年7月25日内閣総理大臣原敬が臨時法制審議会に対し陪審制度に関する諮問第2号を発し、大正9年7月3日臨時法制審議会総裁穂積陳重より陪審制度の採用を可とする『陪審制度採否ニ関スル答申書』が提出されたことに端を発する。⁸ 法案の検討がなされた後、大正12年4月18日法律50号により陪審法が制定され、昭和18年4月1日法律88号で一時停止され今日に至っている。⁹

陪審法は、陪審の評議に付す対象事件として、死刑又は無期懲役若しくは禁錮に該当する事件（陪審法第2条）及び長期3年を超える有期懲役又は禁錮に該当する事件で地方裁判所の管轄で被告人の請求のある事件（同法第3条）とし、刑法第2編第1章乃至第4章及び第8章の罪等一定の事件を除外する（同法第4条）。また、陪審法は、陪審員を一定の身分の者に制限する（同法12条ないし16条）。

第2のテーマは、司法制度を支える法曹の在り方として「司法制度を支える法曹の在り方を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。」との趣旨から、人的基盤の拡充の一方策として法科大学院を中

心とした法曹教育の提案である。

司法制度改革審議会は、「法曹人口については、平成16（2004）年には現行司法試験合格者数1,500人を達成した上、新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人にまで増加させることを目指す。法曹養成制度については、21世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するため、司法試験という『点』による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を整備することとし、その中核として、法曹養成に特化した大学院（以下、「法科大学院」と言う。）を設ける。」と提言する。更に、同審議会は、「法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14（2002）年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年（2004）には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに同じく平成16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第2『法曹養成制度の改革』参照）が予定される平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30（2018）年ころまでには実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,4000人）に達することが見込まれる。なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで『計画的にできるだけ早期に』達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。」と具体的数値目標を設定する。¹⁰

2. 裁判員制度は、国民の司法参加という視点と同時に司法の担い手としての法曹の質的・量的充実を基底に検討されるべきである。

司法制度改革審議会の提案する新たな法曹養成制度は、文部科学省に設置

された中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会で法科大学院教育の質の向上という視点からの検討に付された。同特別委員会は、2008年12月19日「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」を公表した。これを受け日弁連は、法科大学院をめぐる問題に検討を加え2009年1月16日「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」を行った。¹¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、2009年4月17日「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」を公表した。¹² 更に、法務省及び文部科学省は、「法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理する」ために「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置し、2010年3月1日第1回会議を開催する。¹³

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」に批判的なグループは、従来の司法制度改革の制度設計を基礎に「課題解決型国家」の担い手としての法曹養成の視点から2010年2月24日法務大臣に対して「法曹養成制度改革に関する提言」を行っている。¹⁴ 課題解決型国家観からは、新司法試験合格者数3000人を維持しながら、法曹像を「国内訴訟担当者」から「課題解決者」へと転換し、活動分野を拡大することとし、従来の法科大学院関係者や法曹三者のみならず、経済界、労働界、国家公務員関係者、地方自治関係者、国際機関関係者等の参加を得て議論すべきフォーラムを閣議決定し政府の下に早急に立ち上げることを提言する。

法曹資格取得の方策としての新司法試験合格者数は、制度設計で提示した年間3,000人とする具体的目標値を実現すべきである。しかしながら、現況は、新司法試験合格者の質の確保という名目で1,500人規模とする修正提案がなされるに至っている。¹⁵

法科大学院構想は、旧司法試験合格者の質の低下と予備校依存の学習の結果、法的思考能力の減退を阻止するとの現実的背景の下に「司法試験という

『点』による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を整備」との制度設計の下に提案された。法科大学院開設6年にしての新司法試験合格者数の半減という極端な下方修正は余りにも唐突であり、とりわけ弁護士の就職難との理由は、「法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定される」との司法制度改革の理念に比して説得力に欠如するものと言わざるを得ない。新司法試験合格者数3,000人との制度設計は、仄聞するに日弁連は当初2,000人を想定していたが公表直前に3,000人となったという。これらの決定プロセスは、日弁連の内部事情であり少なくとも法曹3者での合意事項であることを考えると、新司法試験合格者数の極端な下方修正は、法科大学院入学者に対する国家的偽罔行為であり、弁護士会の主張はギルド的発想との批判に晒されざるを得ない。

3. 2001年11月、『司法制度改革審議会意見書』を受け、司法制度改革推進法が制定され、「国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与する制度の導入等を図ること」が司法制度改革の基本方針の一つとして規定された（同法5条3号）。司法制度改革推進法により内閣に内閣総理大臣を長とする司法制度改革推進本部が設置され（司法制度改革推進法8条）、司法制度改革推進本部令（平成13年政令第372号）1条により、顧問会議が設置された。顧問会議は、司法制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について審議し、司法制度改革推進本部長に意見を述べることとされ、以後、司法制度改革の推進の方向性をリードする。¹⁶

司法制度改革推進本部は、具体的な法令案の立法作業を事務局で行い、具体的な検討事項について有識者等による10の懇談会を設置し、制度設計への意見交換を行うシステムを構築した。裁判員裁判の検討に関する検討会として、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化等をテーマとする裁判員制度・刑事検討会、公的刑事弁護制度の導入及び整備をテーマとする公的弁護制度検討会、法曹養成制度の改革をテーマとする法曹養成検討会、弁護士・検察官・裁判官制度の改革等をテーマとする法曹制度

検討会が、設置された。¹⁷ 裁判員制度・刑事検討会は、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化等及び公的弁護制度の整備についての検討をテーマとした。¹⁸

最高裁判所は、行政府の司法制度改革に対応して「明日の裁判所を考える懇談会」を最高裁判所事務総局に設置し、裁判所改革に向けての問題点の意見交換の場とした。同懇談会は、裁判員制度について2003年1月29日第7回懇談会から2004年1月26日第11回懇談会で論議している。¹⁹

裁判員法は、2004年5月28日成立し、2009年5月21日より施行された。法律制定後、最高裁判所は、裁判員制度の周知徹底を図るため全国各地での模擬裁判の実施、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」との裁判員制度のキャッチフレーズを作成し広報活動に専心した。更に、最高裁判所事務総局広報課は、2007年2月26日メールマガジン創刊号を発行し、2009年3月25日発行の26号を最終号とし、以降は、webサイトをより充実させて広報活動を実施している。²⁰

法務大臣は、2006年11月20日開催の第151回法制審議会に対して裁判員制度実施に伴う刑事訴訟法等の問題点検討のため諮問第81号「裁判員の参加する刑事裁判の制度の円滑な運用等のために、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。」との諮問を発した。法制審議会は、刑事法（裁判員制度関係）部会を設置し審議を始め、2007年1月22日開催の第3回会議で結論を得た。²¹

裁判員制度の導入は、従来の職業裁判官による精密司法及び調書中心の書面審査裁判から審理での裁判員の理解を前提に証人や証拠を直接公判廷で審理する公判中心の口頭主義への転換を余儀なくさせる。²²

社会生活を営む市民が司法に参加するには、裁判員裁判に要する時間的制約と裁判員にとり理解しやすい法律論議の展開が不可欠である。²³ 連続的・集中的開廷による審理が、制度設計の前提であり、その方策としては、公判前整理手続において争点を明確化し審理の迅速化を図る必要がある（刑訴316条の3）。²⁴

他方、憲法上の問題としては、被告人の公平な裁判を受ける権利（憲法37条）の保障との視点からは、裁判員の選任手続きの中立性の確保がなされているかが問題となる。²⁵ 更には、部分判決は、裁判員の職権行使の独立性を保障しているかとの問題について立法過程では十分な議論がなされておらず問題を内包したままである。²⁶ 今後予測される具体的事項については、実務の蓄積の中で検証しながらなお検討の余地があり、裁判員法附則9条は、施行3年後以内の検討を規定する。

4. 市民が裁判に参加する制度の形態は、民主主義の観点からも検討されるべきである。その参加形態は、市民の直接参加型の陪審員制度、参審員制度及び裁判員制度等の諸形態が考えられる。また、その参加の度合いは、単に有罪か無罪の判断過程に止まるのか、更に事実認定や量刑評議にも関与し判決形成（lay adjudication）にも参加するのかの差異がある。²⁷

韓国は、日本の裁判員制度実施に先立ち、2008年1月1日施行された「国民の刑事裁判参与に関する法律」により国民が陪審員として刑事裁判に参与する「国民参与裁判」制度を実施するに至った（同法2条2号）。

韓国憲法は、司法権の独立即ち職業裁判官で構成された司法府の独立を強く保障し、国民が直接裁判部を構成することに憲法上の問題があるのではないかとの疑念から、勧告的な意見を形成する形で「国民参与裁判」制度を導入することになった。

韓国の国民参与裁判制度導入の経緯は、日本の裁判員裁判の憲法上の問題を考察する上で示唆に富むものである。²⁸

5. 本稿は、司法制度改革の根幹をなす裁判員制度に内在する問題を検討するものであり、具体的事案を素材として考察するものである。本稿は、松江地裁で審理された島根県裁判員裁判第1号事案である強盗致傷事件についての松江地裁平成21年10月29日判決を具体的ケースとして考察の対象とする。²⁹

II. 島根県裁判員裁判第1号事件—松江地裁平成21年10月29日判決

1. 本稿は、島根県裁判員裁判第1号事件（松江地裁平成21年10月29日判決

平成21年（わ）第69号）を素材に3日間の公判の傍聴を通して顕在化した問題点を中心に裁判員制度に内在する諸問題を検討するものである。本判決の問題点を検討する前提としては、資料に基づく実証的検討の必要性から言渡された判決全文を掲記した上で検討することが必要最低限度の要請である。

本判決は、強盗致傷罪についての法的論点として刑法的視点からは必ずしも豊穡なものとは言えず、最高裁判所のHPや公刊物に登載されるケースではない。それ故、本判決全文の掲記は、裁判員裁判の具体的検討の必要性から本稿末尾に資料として掲記し、問題点検討の素材とする。³⁰

2. 法的争点の乏しい事案は、具体的判例を研究対象の素材とする際に公刊物に登載される機会が非常に稀であり、実証的研究を進める上でのネックとなっている。同様な問題は、例えば児童虐待事案や性犯罪事案でも多々見られる傾向である。筆者は、この点について被害者や被告人等のプライバシーに十全の配慮をした上での判決文閲覧の機会の必要性を繰り返し指摘してきたところである。³¹

3. 裁判員裁判は、裁判員法の施行にともない2009年5月21日から実施され、東京地裁をスタートに全国各地の裁判所で審理が開始されるに至った。³²

裁判員裁判第1号判決は、平成21年8月6日東京地裁で衆目のなか言渡された。³³ その後も、各地の法廷で審理される裁判員裁判については、メディアの報道を通して従来の裁判報道の絶対量を超過した過熱な報道がなされ、「全国初の性犯罪裁判員裁判」³⁴、「全国初の死刑求刑可能性のある裁判員裁判」³⁵、「全国50地裁10支部最後の第1号事件」³⁶等の見出しの下に連日報道されている。

本事案は、平成21年10月27日松江地裁で開廷され強盗致傷罪に問われた島根県裁判員裁判第1号事件であると共に被害事件手続への被害者参加島根県第1号事件でもある。島根県内の各メディアは、開廷10日以上前から刑事法研究者の確保にかかり島根大学でも大学院法務研究科の研究者教員及び実務家教員とのコンタクトが開始された。

筆者は、読売新聞松江支局から開廷前日のコメントを含め全開廷日の傍聴とコメントを要請され、NHK松江放送局は開廷の3日間筆者を含む大学院法

務研究科の研究者教員及び実務家教員のコメントを放映した。³⁷

裁判員裁判を巡るこのような報道のあり方は、法科大学院教員のコメント等により市民の刑事裁判への関心を喚起するものであろう。このような傾向は、従来、裁判への関心がそれ程高くはない地域の裁判所でも同様であらう。

Ⅲ. 裁判員裁判の問題点

1. 本判決全文掲載の意図は、従来の職業裁判官のみの判決文との比較をすることにある。

本判決は、職業裁判官のみの判決に比して量刑判断について詳細な判示がなされており、そこに裁判員裁判の特徴が見られる。即ち、その特徴は、裁判員を含めた判断主体が懲役5年（求刑懲役6年）という量刑判断に至った経緯を検察官の主張及び弁護人の主張をも明示することにより詳細に判示されている点に窺がえる。

判決が、法廷での審理経験や人を裁く経験のない裁判員を前に法廷で展開された検察官及び弁護人の各主張を詳細に判示することは、判断過程の透明性を確保するのみならず量刑判断プロセスの事後的検証を担保する契機となるという点からも有効である。職業裁判官のみの従来の判決では、量刑がどのように判断されたかは必ずしも明らかではなかった。

被告人及び弁護人が、公訴事実を争わず争点が量刑のみである本件のようなケースではとりわけ量刑判断プロセスを可能な限り明示し、可視化することが重要である。³⁸

2. 【具体的問題点1：補充裁判員の被告人質問】

補充裁判員による裁判長を通じた被告人質問の有効性ないし妥当性については、法的根拠を含め疑義がある。補充裁判員による被告人質問は、7人目の潜在的裁判員の在廷を許容することになる。³⁹

裁判員裁判は、一定期限内の集中的審理と裁判員の予期せぬ交代をも視野に一定数の補充裁判員を在廷させ円滑かつ迅速な審理の確保を図る裁判制度である。⁴⁰

裁判員法2条2項は、裁判員の参加する合議体は通常3人の職業裁判官と6人の裁判員から構成されると規定する。

裁判員法は、特に補充裁判員の法廷での質問についての規定はない。しかし、本制度の趣旨からすれば、司法判断主体が、3名の職業裁判官から構成される法廷との比較において裁判員裁判が被告人に過大な心理的プレッシャーを与えるものではあってはならない。

松江地裁の本法廷は、6名の裁判員の他に3名の補充裁判員で構成されていた。このことは、被告人にとって自分の面前の裁判官席に9名が在廷し、さらに後方にある補充裁判員席に3名補充裁判員が控え、12名の判断主体が在廷し多大のプレッシャーとなるものであろう。

本裁判員裁判では、2日目の法廷で被告人質問の際に、1人の補充裁判員が左陪席裁判官を通して「消費者金融への過払い金を被害弁償に充当出来たのではないか。」との被告人質問を行っていた。

裁判員法は、裁判員に対して証人等に対する尋問（同法56条）、被害者に対する質問（同法58条）及び被告人に対する質問（同法59条）を裁判長に告げてすることが出来ると規定する。また、裁判所以外での証人尋問等（57条）及び裁判員等の審理立会い（60条）については、裁判員及び補充裁判員に認めると規定する。裁判員法59条は、被告人に対する質問について「刑事訴訟法第311条の規定により被告人が任意に供述する場合には、裁判員は、裁判長に告げて、いつでも、裁判員の関与する判断に必要な事項について被告人の供述を求めることができる。」と規定する。また、同法10条1項は、補充裁判員について「裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員を置くことができる。ただし、補充裁判員の員数は、合議体を構成する裁判員の員数を超えることはできない。」と規定し、2項は、補充裁判員の審理立会いを認め、3項は、「補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。」と規定する。⁴¹ この様な規定の文言からは、補充裁判員の被告人質問は、どのような法的根拠に基づき許容され実施されるのか疑問である。池田修判事は、証人等に尋問及び質問の必要のあ

るときは裁判長を介して質問することになると解説するが⁴³、補充裁判員の被告人質問については条文上の根拠を欠くと言わざるを得ない。⁴²

このような批判に対しては、補充裁判員の被告人質問は職業裁判官が直接しているのであるから解釈上の疑義はないとの反論が考えられる。しかしながら、この反論は、職業裁判官が補充裁判員の代理で被告人質問をしている事実を等閑視するものであり、職業裁判官を「法の口」とする見解に基づくものであり、職業裁判官の思考に補充裁判員が影響力を及ぼすこととなり裁判官の独立性を脅かすものである。

補充裁判員の7人目の潜在的裁判員としての存在は、裁判員裁判の制度設計の許容するものとは言えないのではないか。

更に、2日目の法廷では、女性の補充裁判員の1人が当日補充裁判員を解任されたが、解任の事実について裁判所は法廷で開廷時に論及しなかった。⁴³ 少なくともどのような理由から解任されたのかは、公正な裁判の保障という点からも法廷で被告人に対しては明示されるべきであり、解任が裁判員法41条乃至45条のいずれに基づくものであるかを明示すべきである（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則38条及び39条）。

3. 【具体的問題点2：被害事件手続への被害者参加】

本裁判員裁判は、被害者が被害者参加制度を利用して在廷し裁判の進行を終始見守り、最後に被害者感情を供述した島根県内で最初のケースでもあり注目された（刑訴法292条の2、同316条の33乃至38）。⁴⁴

被害者による法廷での供述には、2つの問題が内包されている。

第1の問題は、法廷に在廷し被告人と対峙することによる被害者の心理的負荷とその後のメンタルケアの問題である。⁴⁵ 最高裁は、裁判員及び補充裁判員の心理的負荷に対してはカウンセリング等のメンタルケアを制度化しているという。⁴⁶ では、被害者参加制度を利用して在廷する被害者には、在廷することから生じる心理的負荷に対してはどのようなメンタルケアが用意されているのであろうか。本法廷では、被害者は開廷3日間延べ3時間15分検察官席に同席し続けた後、被告人質問終了後に僅か5分足らずで意見を供述した

だけである。被害者は、事件後被告人と同年齢の男性に恐怖感を抱いていると供述している。法廷で終始俯いて被告人の直ぐ横に座り続けることは、被害者に多大の心理的負荷が生じていることは明白である。被害者の法廷における第2次被害は、どのように対処されるのであろうか。

第2の問題は、被害者の供述の裁判員に対する影響力の問題である。裁判員は、被害者の供述により決定的かつ多大の影響を受け易いと考えられる。

裁判員は、開廷初日当初から検察官席に同席する黒衣を纏って終始目を伏せている被害者の女性を見続けている。開廷2日目、被告人質問終了後、論告弁論に先立ち、被害者の意見陳述が行われた。このような状況設定は、裁判員にとり被害者への必要以上の関心を喚起するのではないか。その結果、被害者の供述の裁判員への影響が、端緒に窺がわれるのは量刑判断においてである。⁴⁷ 裁判員裁判と被害者参加制度がリンクするときには、一定の相乗効果が生ずるのではなかろうか。⁴⁸

原田國男判事は、裁判員裁判においては被害者参加制度による被害者感情を客観化した上で可変的なファクターである犯行後の被害者自身の感情や犯行後の遺族の被害感情を一般情状として量刑の大枠の決定に際しては考慮すべきではないと主張する。⁴⁹

4. 【具体的問題点3：量刑】

本裁判員裁判では、弁護人が事実関係を争点とせず、情状論に徹した感がある。公判での論争は、公判前整理手続過程がどのように展開されたかで審理の方向性が決定され、公判前整理手続段階での検察、弁護双方の力量の差が公判審理の展開を決定的にするといえる。⁵⁰

裁判員裁判が開始されて以降比較的多くの事案では、これまで公判前整理手続で公訴事実を争うことは少なく、被告人が全面的無罪を主張したのは3件に過ぎず、量刑事情が争点となっている。東京地裁平成21年8月6日第1号裁判員裁判判決以降、同年末までに138件の裁判員裁判で142人の被告に判決が言い渡されている。被告全員に有罪が言い渡され、そのうちの約80%の被告110人に実刑判決が言い渡されている。また、執行猶予付きの有罪判決の

うち、60%を超える被告20人に保護観察が付されている。⁵¹

他方、殺人事件や強姦事件の量刑では、求刑の90%を超える懲役刑判決が見られ、厳罰化傾向が窺われる。具体的には、強盗殺人及び殺人事件では17人が判決を受け、親族間で発生した5件を除き、12人の量刑では求刑に対する懲役刑の比率は平均90%である。また、強盗強姦及び強姦致傷事件では既遂とされた6人全員が実刑判決を受け、4人は求刑通り、残り2人も求刑の95%から98%の量刑を言い渡された。⁵²

更に、最新の統計資料では、法律施行後2010年3月末までに判決言渡しされた444人(以下、概数)の被告全員が有罪で、実刑が364人である。その内訳は、無期懲役7人(1.9%)、懲役25年超30年以下1人(0.3%)、懲役20年超25年以下6人(1.6%)、懲役15年超20年以下20人(5.5%)、懲役10年超15年以下42人(11.6%)、懲役7年超10年以下78人(21.4%)、懲役5年超7年以下104人(28.6%)、懲役5年以下106人(29.1%)である。執行猶予は80人に付き、44人に保護観察が付いた(55%)。裁判員裁判による懲役5年超は、364人中258人(70.9%)であり、2008年4月から2010年3月までの間の職業裁判官による懲役5年超は、2908人中1597人(54.9%)であった。裁判員裁判の量刑は、職業裁判官による裁判の量刑を大きく凌駕している。裁判員裁判の量刑分布を詳細に検討すると、裁判員裁判の量刑は2極分解し、性犯罪事案等では厳罰化傾向にあり、家族内事案等では寛刑化傾向にあり保護観察付執行猶予の増加となっている。

(準)強姦致傷事件では、28人に判決が言渡され懲役5年超は21人(75.0%)であり、2008年4月から2010年3月までの間の職業裁判官による懲役5年超は、198人のうち107人(54.0%)であった。⁵³ 裁判員裁判の量刑は、職業裁判官による裁判の量刑を20ポイント凌駕している。比較すべき基本データ数に差異があるとはいえ、特に性犯罪事案は、従来の職業裁判官の量刑判断とは異なり厳罰化傾向が顕著である。

以下の近時の4判例は、性犯罪の従来の量刑の不均衡性を明確に判示する。仙台地裁平成21年11月20日判決は、被害者(当時15歳)の首付近にカッターナイ

フを突き付け暴行脅迫を加え、コンドームを使用し、更に被害者の女性器に指を挿入したり、被害者に口淫させた事案で、「(1) 被害者にとって初めての性体験が今回の強姦事件でした。被害者の受けた精神的・肉体的な衝撃の程度は、性体験がある女性に比べてはるかに大きく、その苦痛は相当重大です。(2) 被害者は、今回の被害を家族にしか打ち明けておらず、この問題をこの先自分で抱えて生きていかなければならないことを考えると、被害時の年齢が15歳であったという事実そのものも量刑を決める上で重要です。」と判示して、懲役9年10月(求刑懲役10年)に処した。⁵⁴ 東京地裁平成21年11月20日判決は、芸能事務所のスカウトマンを装ってタレント志望の被害者(当時13歳)をだましてホテルに連れ込み、睡眠薬ハルシオン15錠を飲ませて昏睡状態の被害者の両手首と両膝を粘着テープで縛り上げてから強姦し、全治約2週間の傷害を負わせた準強姦致傷の事案で、求刑通り懲役8年に処した。⁵⁵ 徳島地裁平成22年2月18日判決は、強姦既遂及び同未遂4件に問われた事案で「従前の裁判例では、強姦未遂事件はおおむね懲役3年前後、強姦が未遂で傷害の程度も比較的軽微な強姦致傷事件は懲役4から5年に分布しているが、被害者の立場を考えるとやや軽すぎる」と判示し、懲役10年(求刑懲役12年)に処した。⁵⁶ また、大阪地裁平成22年3月5日判決は、窃盗目的で侵入した家屋で17歳の少女を姦淫しようとして強盗強姦未遂罪等に問われた事案で「これまで性犯罪の量刑は軽きに過ぎた。裁判員裁判が始まったのを機に一般市民の健全な処罰感覚で検討し直す必要がある」と判示し、求刑通り懲役7年に処した。⁵⁷

厳罰化傾向は、最初の児童虐待事案の裁判員裁判にも見られる。神戸地裁姫路支部平成21年12月11日判決は、長男(4歳)の手足をロープで縛って衣装ケースに閉じ込め、熱中症で死亡させ、遺体を2年近く冷蔵庫に隠していたとして逮捕監禁致死及び死体遺棄に問われた身体的虐待(physical abuse)事案で父親を懲役9年6月(求刑10年)に処した。同判決では、求刑を上回る法定刑の上限をも視野に入れて検討したことが伺える。⁵⁸ 神戸地裁姫路支部平成22年1月18日判決は、上記長男に対する身体的虐待事案で母親を懲役6年(求刑懲役

8年)に処した。⁵⁹

性犯罪事案や児童虐待事案では、行為事実と被害事実とを検討するとき、罪刑均衡の原則という視点からは、従来の職業裁判官による量刑は余りにも軽いのに比し裁判員裁判での量刑は妥当な判断であると評価される。

裁判員裁判では、事実の認定、法令の適用及び刑の量定は裁判官及び裁判員の合議によるものとされ(裁判員法6条)、量刑判断において裁判員が裁判官と共に検討することとなる。量刑判断過程の変化は、従来の職業裁判官による量刑判断の再検討を余儀なくさせるものである。しかしながら、現実の裁判員裁判では、最高裁の量刑検索システムが裁判員の量刑判断の参考に供されている。量刑検索システムは、これまで蓄積されてきた職業裁判官による量刑相場のシステム化であり、裁判員が量刑判断に参加する趣旨とは相容れないものである。原田國男判事は、量刑判断に当って職業裁判官の意識改革の必要性を指摘した上で、裁判員制度下の量刑の在り方として、「量刑相場」から「量刑傾向」への変化を予想される。⁶⁰

このような裁判員裁判の量刑傾向に対しては、裁判員裁判における被告人の量刑への不満が控訴率の上昇からもうかがえる。平成21年8月6日から平成22年1月15日までに確定ないし控訴が判明している145判決(149被告)では、検察官控訴はなく、被告人控訴は実刑の48人によりなされ(控訴率32%)、確定判決は101件であった。職業裁判官だけで審理された2008年の全事件の控訴率11%と比較すると、裁判員裁判における被告人の多くが量刑に不服をもっているものと推察される。⁶¹ 最新の統計資料によると、起訴内容を否認したのは、444人のうち120人(27%)であり、2010年2月末までに控訴したのは308人中99人(控訴率32.1%)であった。控訴率が特に高いのは、強盗強姦罪42.9%(7人中3人)であり特別法事案では覚せい剤取締法違反事案48.6%(35人中7人)及び麻薬特例法50%(2人中1人)である。⁶²

従来の職業裁判官による判決と裁判員裁判による判決との控訴率の顕著な差異は、公訴事実の争点化を回避し、情状面での有利な展開を意図する弁護人の方針と被告人の想定した量刑との齟齬が背景にあるものと考えられる。

5. 【具体的問題点4：訴訟当事者のプレゼンテーション能力】

裁判員裁判は、法律知識の十分ではない裁判員の面前で検察官及び弁護人双方が主張を展開し、裁判員に対し自己の主張を説得的に諒解させる点に特色がある。検察官及び弁護人の法廷活動では、それぞれの被告人への質問や立証の趣旨が明確でなければ裁判員の理解は得られない(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則42条)。検察官及び弁護人のプレゼンテーション能力の差異が、裁判員の説得において法廷で顕著に顕在化する。本裁判員裁判の法廷では、組織的準備を進めてきた検察官と弁護人とのプレゼンテーションの力量の相異が明確に示された。弁護士会等の組織的対応の必要性は、被告人の裁判を受ける権利の確保という視点からも検討されねばならない。更に、検察官及び弁護人は、自己の法廷活動を批判的に事後チェックすることが不可避である。

裁判員ないし補充裁判員として裁判員裁判に参加した者に対するアンケート調査によると、「検察官、弁護人、裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか」との設問に「わかりにくかった」と回答した内訳(括弧内は補充裁判員)は、検察官1.2%(1.7%)、弁護人11.2%(13.8%)、裁判官0.6%(0.3%)であり顕著な差異が見られる。⁶³

6. 【具体的問題点5：公開の法廷】

平成21年10月27日松江地裁で開廷された強盗傷害被告事件は、島根県裁判員裁判第1号事件として多大の関心呼び、32の傍聴席を巡り372人の人々が傍聴券を求めて列を成した。列を成した大半の人々は、メディアの傍聴券確保のためのアルバイトとして動員された人々であり、3日間列を成した筆者も傍聴券を手には出来ず、メディアにより確保された傍聴券で入廷した。

本裁判員裁判の法廷には、筆者の様な傍聴を依頼された研究者教員と報道の腕章を巻いた多数のメディア関係者で傍聴席の大半を占め、一般市民で傍聴が可能であった者は10%弱であった。このような傍聴人で構成された本法廷は、従来法廷とは様相を異にするものであり、被告人のみならず裁判員

にも多大な心理的プレッシャーを与える異様な法廷であると言わざるを得ない。少なくとも裁判員裁判を健全に定着させ、市民が冷静に判断を下せる制度的保証なしには、被告人の裁判を受ける権利の確保という視点からも看過出来ない法廷の状況であり問題である。

7. 【具体的問題点6：裁判報道】

報道との関係からは、裁判員に及ぼすメディアの影響の有無が問題である。⁶⁴ 裁判員裁判の進行状況を報道することは、国民の知る権利を担保する報道機関の重要な任務であることは疑問の余地はない。

しかしながら、連日審理終了毎に検察官及び弁護人のその開廷日の印象を報道することは、裁判員に対する影響が皆無であろうか。裁判員は、法廷で検察官及び弁護人の主張を直接見聞き自らの心証形成をおこなっている。閉廷後は日常生活の場に戻っている裁判員にとって、当事者である検察官及び弁護人のコメントが報道されるとき心証形成に影響を及ぼしはしないかとの疑念である。⁶⁵

7. 松江地裁平成21年10月29日判決言渡し後、法曹三者は、本裁判員裁判について以下のコメントをしている。

大橋広志検事は、「検察の主張・立証が裁判員の皆さんのご理解を得ることができた」と感想を述べ、「この経験を踏まえ、どのようにしていけば裁判員により分かりやすく的確に主張していけるのか、検討していきたい」とコメントし、また、松江地検の葛谷茂次席検事は、「地検内で若手の職員が裁判員役となって公判の練習などをしてきた」ことを明かし、今後については「報道などを見て、改善点を探していきたい」とコメントした。

安藤有理弁護人は、会見で「執行猶予を主張していたが、受け入れられなかったのは残念」と述べた。量刑について、「5年という判決は、通常より若干重いと感じる。自分の今までの経験では、このような事件は4年から4年半ぐらいだと思った。強盗致傷という罪名の印象も影響していると思う」とコメントした。また、判決後の被告について、「量刑が重いという印象を持ったようだったが、不服とか批判的な話は出てこなかった」とコメントした。

吉井隆平裁判長は、「裁判員・補充裁判員の皆様には、誠実かつ熱心に審理や評議に参加していただき、裁判官と裁判員・補充裁判員が一つになって、制度の趣旨に沿った充実した裁判を行うことができたと思います。」とコメントした。⁶⁶

法曹三者の各コメントは、島根県裁判員裁判第1号事件である本裁判にかける各自の専門職としての意識が鮮明化され、今後の裁判員裁判制度の充実を図る上で示唆を含むものである。

IV. 結語

1. 本稿は、司法制度改革の一環として裁判員裁判制度が実施されたのを契機に島根県裁判員制度第1号の松江地裁平成21年10月29日判決を素材として裁判員制度に内在する問題を検討した。

裁判員制度の問題点としては、幾つかの基本的問題を挙げることができる。

第1は、憲法の保障する国民の裁判を受ける権利を侵害しないかとの問題である。⁶⁷

裁判員裁判の罪名別新受人員は、平成22年3月末現在1662人であり判決言渡しの際のされた既済人員は444名で未済人員は1218名である（未済率73.3%）。他方、職業裁判官の統計によると、平成20年度地方裁判所の訴訟事件対象人員119574名（新受及び前年度未済）で未済人員は24378名であり（未済率20.4%）、同平成19年度地方裁判所の訴訟事件対象人員126370名（新受及び前年度未済）で未済人員は26006名である（未済率20.6%）。裁判員裁判における未済率の顕著な増加は、被告人の勾留の長期化と共に迅速な裁判を受ける権利を侵害するものである。⁶⁸

更に、否認事件等では、裁判員裁判の審理期間の長期化傾向がある。⁶⁹ 被告人の納得のゆく審理の実現の保障と迅速な裁判の実現という相反する権利の前では、被告人の権利の擁護が不可避となる。このような視点からは、被告人に裁判員裁判の受容の選択権を与えるべきであるとの見解が主張される。⁷⁰

第2は、裁判官を通しての補充裁判員の被告人質問は、基本的に6名の裁

判員によって構成される裁判員制度の制度設計に反するのではないかとの疑念である。即ち、補充裁判員の7人目の潜在的裁判員としての存在を肯定することにならないか、また如何なる根拠規定に基づいて許容されるのかとの疑念である。

第3は、裁判員が、量刑判断において被害者感情の影響を受けて重罰化傾向にあるのではないかとの疑念である。被害者参加制度の併用の事案では、顕著である。

第4は、裁判員が審理に参加することで過重な心理的負担を強いられないかとの疑念である。とりわけ、死刑の求刑の可能性のある事案や性犯罪事案では顕著である。⁷¹

第5は、今後増大するであろう職業裁判官による控訴審及び上告審の判断である。⁷² 裁判員裁判の判断が、職業裁判官の精密司法によって否定されるならば国民の司法参加の意義が薄れるであろう。全国で第1号の裁判員裁判判決は、平成21年8月6日に東京地裁で言い渡された殺人罪の事案であり、被告人は懲役15年に処せられた。全国初の控訴審である東京高裁平成21年12月17日判決は、被告人の控訴を棄却した。被告人は、更に上告をした。⁷³

2010年2月末現在、裁判員裁判で判決を言渡された308名の被告人のうち控訴した者は99名(控訴率32.1%)である。同年3月末で控訴審終局人員は18名でいずれも被告人控訴であり、6名が控訴を取下げ、12名全員の控訴が棄却されている。⁷⁴

大阪高裁平成22年3月16日判決は、量刑不当との弁護側の主張に対して、「国民の視点、感覚が反映され、従来の量刑相場的な範囲を超えることも想定される。1審判決は健全な社会常識に照らして不合理ではない。」と判示して控訴を棄却した。⁷⁵

東京高裁平成22年4月22日判決は、2009年3月9日、千葉県御宿町の知人の中国人男性(当時30歳)方で男性の胸を包丁で刺し殺害、遺体を栃木県内に遺棄し、宇都宮地裁の裁判員裁判で懲役18年に処せられた事案で、裁判員制度は憲法32条の「裁判所で裁判を受ける権利」や37条の「公平な裁判所の公開

裁判を受ける権利」を侵害して違憲であるとの弁護人の主張に対し、「憲法は裁判官以外のものを裁判所の構成員とすることを禁じておらず、被告の権利を侵害するものではない」との合憲判断を示し、控訴を棄却した。同判決は、憲法と同時に制定された裁判所法が、陪審制度を設けることを妨げないと規定していることなどから、「憲法制定当時の立法者の意図も、国民の参加した裁判を排除するものではなかった」と判示し、裁判員制度が、有罪認定や刑の重さについては裁判員だけの多数では決められず、裁判官の意見を含む過半数で決めるとしている点に触れ、「法に従った公平な裁判を求めている憲法の要請に沿う」と判示した。⁷⁶

最高裁判法研修所は、控訴審のあり方について「控訴審は国民の視点、感覚、経験が反映された結果をできる限り尊重する必要がある」と提言している。⁷⁷

第6は、裁判員裁判の対象事件の再検討である。裁判員裁判の対象事件は、裁判員法2条1項で規定され、除外事件については同法3条1項で規定する。裁判員法2条1項は、法定刑で裁判員裁判の対象事件を規定するが、単に法定刑だけで対象事件を規定して良いのかの検討が必要となる。一例を挙げると、薬物事案は、所謂被害者なき犯罪であり、裁判員にとっては被害者が直接見えないということもあり、裁判員経験者からは対象事件として妥当であるかに疑問が呈せられている。⁷⁸

第7は、裁判員裁判において法廷通訳の質量が十分維持されているかとの問題である。⁷⁹

2. 裁判員裁判実施に伴うメリットとしては、松江地裁平成21年10月29日判決を見る限りでは量刑判断プロセスが従前に比し可視化されたことである。同様な傾向は、鳥取地裁平成22年3月2日判決でも見られる。同裁判では、担当裁判員が会見で量刑判断に際し疑問な点を裁判長が分かり易い言葉で説明してくれたと感想を述べている。⁸⁰

裁判官の裁判員に対する理解を助長する説明の姿勢は、裁判長に要請されるものである(裁判員法66条5項)。このような裁判員に対する配慮が、量刑

判断プロセスを詳細に判決文に示される結果となっているものと思われる。

裁判過程は、犯罪行為を行った被告人の行為を検討対象としながら被告人の自省を通しての自己改善という特別予防と犯罪行為の抑制という一般予防との双方を指向するものである。量刑理由を明確化・可視化することは、裁判過程において被告人が何故処罰され、どの程度の量刑を科されるかを自覚する契機となるものである。量刑理由の詳細な判示は、裁判過程のもつ意義を再確認するものである。

3. 裁判員制度導入にあたり、法曹三者の準備状況には厳然たる差異があった。本稿で検討した島根県裁判員裁判第1号事件である松江地裁で審理された事案では、検察官と弁護人の立証活動には顕著な力量の相異が見られた。刑事被告人の裁判を受ける権利の確保という視点からは、問題を内包するものであり弁護士個人の能力の問題としてではなく組織としての弁護士会のバックアップが必要である。⁸¹

裁判員裁判制度は、現実に施行され判例の蓄積を見るに至っている。⁸² 最高裁は、平成21年12月末現在実施された142件の裁判員裁判についての実施状況(統計データ・裁判員等経験者に対するアンケート結果・裁判員経験者の声)及び「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」配布資料等最新のデータを公表している。⁸³

裁判員裁判制度の検証機関として、最高裁判所は、中央大学副学長同大学院法務研究科・法学部教授椎橋隆幸を座長に「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」を発足させ裁判員裁判制度の運用上の問題を継続的に審議してゆく方針を示している。⁸⁴ また、法務省は、東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長井上正仁を座長に「裁判員制度に関する検討会」を設置し、法律の専門家と非専門家からの意見を下に「法務省が検討作業を行うに当たり、皆様方の御意見を伺う場として開催する会合という位置付け」、「議論の内容を真摯に受け止めて、検討作業にいかし」ながら裁判員制度を検証する。⁸⁵

今後の裁判実務を検証しながら常に問題の所在を持続的に検討することが、より良い裁判員裁判制度を確立するための絶えざる課題である。⁸⁶

【資料】

I. 松江地裁平成21年10月29日判決

松江地裁平成21年10月29日判決

平成21年(わ)第69号

判 決

A

上記の者に対する住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について、当裁判所は、検察官大橋広志及び弁護士安藤有理各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役5年に処する。

未決勾留日数中100日をもその刑に算入する。

押収してあるレジャーナイフ1本（平成21年押第2号の1）を没収する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、

第1 現金を強取しようとして、平成21年5月21日午後1時25分ころ、松江市a所在の県職員宿舎b号C方玄関前において、対応に出たD(当時43歳)に対し、用意していたレジャーナイフ(刃体の長さ約18.5cm・平成21年押第2号の1)を示した上、そのナイフを突き出しながらC方に押し入り、さらに、座り込んだDの頭部に衣服をかぶせるなどし、もって、人の住居に侵入するとともに、Dに暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して現金を強取しようとしたが、同人に抵抗されそのナイフを奪い取られたため、その目的を遂げず、その際、同人に加療約7日間を要する左手切創の傷害を負わせた。

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時場所において、前記ナイフを1本を携帯した。

【証拠の標目】

括弧内の甲乙の番号は証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。

判示全事実について

- ・被告人の公判供述
- ・被告人の検察官調書（乙1）
- ・Dの検察官調書（甲1）
- ・実況見分調書抄本（甲2）
- ・統合捜査報告書（甲3）
- ・捜査報告書（甲4）
- ・レジャーナイフ1本（平成21年押第2号の1）

【法令の適用】

罰	条	
判示第1の行為	住居侵入の点は刑法130条、強盗致傷の点は刑法240条	
判示第2の行為	銃砲刀剣類所持等取締法31条の18第3号、22条	
科刑上一罪の処理		
判示第1の罪	刑法54条1項、10条（重い強盗致傷の刑で1罪処断）	
刑種の選択		
判示第1の罪	有期懲役刑を選択	
判示第2の罪	懲役刑を選択	
併合罪の処理	刑法45条前段、47条本文、10条（重い判示第1の罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重）	
酌量減刑	刑法66条、71条、68条3号	
未決勾留日数の算入	刑法21条	
没収	刑法19条1項2号(判示第1の犯行)、2項本文	
訴訟費用の不負担	刑訴法181条1項ただし書	

【量刑の理由】

本件は、被告人がいわゆるヤミ金融への返済に困って、公務員宿舎に住む

主婦に対し、レジャーナイフを示すなどしてその住居に押し入り、現金を奪おうとしたものの、抵抗されたため現金を奪うことはできず、その際、主婦に加療7日間を要する左手外傷を負わせた事案とその際のレジャーナイフの不法携帯の事案である。

検察官は、本件の動機やその計画性に加え、犯行形態が非常に危険で悪質であること、被害結果などを指摘して、被告人について懲役6年を求刑した。

弁護人は、被告人が主婦に対してナイフを示したに過ぎず、積極的に刺すなどの行為には出ていないこと、当日も犯行をためらっており、その計画性は明確ではないこと、これまで普通の社会生活を営んできたこと、定年後先物取引で損失を被るとともに、消費者金融やヤミ金融から借入れを行うに至った経緯には同情すべき事情があること、本件の後、十分に反省しており、被害者に謝罪の気持ちを示していること、本件で負傷するとともに、長期間の身柄拘束を受けていることなどを指摘し、被告人には執行猶予を付するのが相当であると主張した。

本件については、検察官及び弁護人の主張からも明らかなおり、被告人の刑を量定するに当たって、どの程度の刑を科すべきか、その刑の執行を猶予すべきかが争点である。

そこで検討すると、検察官が指摘する5点の犯情は量刑上重視すべきである。被告人は、殺傷力のあるナイフを被害者に向けて突き出し、抵抗するためそのナイフをつかんだ被害者を転倒させ、更にそのナイフを巡って被害者ともみ合うなどしており、その態様は非常に危険で、更に重大な事態を招く可能性もあるものであった。被害者は、何の落ち度もなかったのに、最も安心できるはずの自宅において、突然、本件に遭い、8針を縫う負傷をした上、殺されるかもしれないという大きな精神的苦痛を受けている。本件後も、玄関の呼び鈴が鳴ると事件のことを思い出したり、被告人と同年配の男性に身構えてしまうなどと述べ、被告人につき相応の服役を望む意見を述べているが、やむを得ないところである。被害者の家族に与えた影響も大きいと推察されるし、地域住民にも不安感などを与えている。また被告人は、定年後、

先物取引の損失で退職金の多くを失い、ボランティア活動や外国人クラブ通いによって消費者金融やヤミ金融から借金を重ね、その返済に困って本件に及んでおり、その動機や経緯に犯行を正当化できるものはない。しかも、昨年から、1人で日中公務員宿舎にいる主婦をナイフで脅かすなどして現金を奪うことを計画し、知り合いのいない松江市内の公務員宿舎を多数回って、人目につきにくい本件の宿舎を選び、ナイフやガムテープを準備した上で、本件を実行しており、その犯行は卑劣で計画的でもある。そうすると、本件の刑事責任は軽視できない。

他方、本件については、被告人が事実を認め、被害者に謝罪文を送るなど反省する態度を示していること、被告人に前科前歴はなく、定年まで勤務先を真面目に勤め上げるなどこれまでは犯罪と無縁な生活を送っており、その犯罪傾向はさしたるものではないことなど弁護人の指摘する事情に加え、被告人が現在66歳であることなど被告人のために有利な事情も認められる。

しかし、弁護人が指摘するその他の事情は被告人の刑の量定を左右するものとはいえず、上記の犯情ことに犯行態様の危険性や被害の大きさ等によれば、被告人に有利な事情をしん酌し、同種事案における量刑傾向を踏まえて検討しても、本件は執行猶予を付すべき事案ではなく、主文の程度の刑は免れない。

(求刑—懲役6年、レジャーナイフ1本の没収)

平成21年10月29日

松江地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 吉井隆平

裁判官 秋元健一

裁判官 岩田絵里子

¹ 『司法制度改革審議会意見書』、平成13年、3頁以下参照（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-1.pdf>）。司法制度改革審議会は、平成11年7月27日第1回を開催し、平成13年6月12日第63回で終了した（http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/990830_gijiroku_1.html）。司法制度改革審議会の構成メンバーは、会長・近畿大学法学部教授・京都大学名誉教授佐藤幸治、会長代理・一橋大学名誉教授・駿河台大学学長竹下守夫、(株)石井鐵工所代表取締役社長石井宏治、東京大学法学部教授井上正仁、中央大学商学部長北村敬子、作家曾野綾子、日本労働組合総連合会副会長高木剛、慶應義塾大学学事顧問（前慶應義塾長）鳥居泰彦、弁護士（元日本弁護士連合会会長）中坊公平、弁護士（元広島高等裁判所長官）藤田耕三、弁護士（元名古屋高等検察庁検事長）水原敏博、東京電力(株)取締役副社長山本勝、主婦連合会事務局長吉岡初子の13氏である。司法制度改革審議会の審議は粗雑であったとする批判として、西野喜一『裁判員制度批判』、西神田編集室、2008年、3頁以下参照。

² 伊東研祐『『刑事司法の主体を問う－裁判所・検察と市民参加』－ある刑事実体法専攻者の印象』、法社会学72号（2010年）48頁以下参照。本誌には、興味深い論稿が掲載されている。裁判員制度実施直前になされたシンポジウムⅠ「人々の裁判員制度への態度とその受容」で展開されている実証的論稿は、今後のデータ分析との関連でも重要な基礎研究である。

³ 『司法制度改革審議会意見書』、平成13年、9頁以下参照。

⁴ 裁判員制度について、柳瀬昇『裁判員制度の立法学－討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』、日本評論社、2009年、同「裁判員制度の運用と司法権の正当性の危機」、ジュリスト1400号（2010年）36頁以下参照。陪審制度との比較の視点から、リチャード・グラディング「日本の裁判制度 英米の陪審制度から学べること」、島大法學52巻2号（2008年）59頁以下参照。

⁵ 田口守一「裁判員制度の理論的基礎」、刑事法ジャーナル13号（2008年）2頁以下参照。

⁶ 裁判法41条1項6号の資格により現在任命されている最高裁判事は、行政官出身者として櫻井龍子（労働省女性局長）及び竹内行夫（外務省事務次官）、学者出身者として藤田宙靖（東北大学）である。藤田判事の後任として2010年4月12日付けで岡部喜代子（東京家裁判事を経て慶應大学大学院法務研究科教授・民法）が任命された。最高裁判事任命

の透明性の確保という点から選任理由の国民への開示が要請される。朝日新聞2010年4月15日社説、今関源成「最高裁裁判官の任命慣行の問題点」、ジュリスト1400号(2010年)26頁以下参照。

⁷ 裁判員制度の趣旨ないし目的について、最高裁判所の見解 (<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/index.html>)、検察庁の見解 (<http://www.kensatsu.go.jp>)、日弁連の見解 (http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/about/simin_sanka.html)。坂井一郎福岡高検検事長は、今回の司法制度改革について法曹三者の刑事司法制度改革をめぐる内部的対立が、司法制度改革審議会という「第三者委員会」に解決を丸投げし、国民世論にも沿わない制度設計となり、実務家にとり「天から降ってきた改革」との違和感を生じたと指摘する。坂井一郎「裁判員制度創設過程に関する疑義」、法社会学72号(2010年)193頁以下参照。

⁸ 陪審法の成立過程について、臨時法制審議会『陪審制度採否ニ関スル答申書』の答申内容は、以下の通りである。本書は、法務図書館蔵であり、表紙右上隅に「秘」の朱印が押印されている。臨時法制審議会の構成メンバーについて、拙著『改正刑法假案成立過程の研究』、成文堂、2003年、27頁註(7)参照。

「

答申書

臨時法制審議会ハ閣下ノ諮問ニ因リ慎重審議ヲ遂ケタル末全会一致ヲ以テ司法裁判ニ付陪審制度ヲ採用スルヲ可トシ別冊ノ如ク其ノ綱領ヲ定ムヘキモノト議決セリ

茲ニ審議ノ経過ヲ略叙セムニ昨年七月二十五日陪審制度ニ関スル事項ノ諮問アリタルヲ以テ本職ハ先ツ幹事ニ対シテ各国ノ立法例其ノ他必要ナル参考資料ノ調査ヲ命シ同年十月二十四日委員総会ヲ開キテ前記ノ諮問ヲ其ノ議ニ付シ大体ニ関シ当局ノ説明ヲ聴取シ質問応答ヲ重ネテ其ノ主旨ヲ明ニシ議事規則第十五條ニ依リ別記ノ主査委員ヲ指名シテ答申スヘキ事項ヲ審査セシムルコト、セリ主査委員会ハ委員一木喜徳郎ヲ主査委員長ニ互選シ昨年十一月五日以降前後二十一回ニ亘リ會議ヲ開キ本年六月九日ヲ以テ綱領ヲ議シ同月二十一日主査委員長ハ其ノ議決ニ基キ報告書ヲ提出セリ

主査委員会ハ陪審制度ノ綱領ヲ審査スルニ方リ帝國ノ法制トシテ名分ヲ保持スルコトニ留意シ殊ニ帝國憲法ノ條章トノ關係ニ付イテハ慎重ニ考慮スル所アリタリ欧州諸那ノ現行制度ハ概ネ數百年來ノ旧慣古格ヲ因襲シ其ノ弊害ノ顯著ナルモノアルモ容易ニ之ヲ改ムルコ

ト能ハサルカ如シ主査委員会ハ深く之ニ思ヲ致シテ萬一ノ失ナカラムコトヲ期シ外国ノ立法例ハ之ヲ參酌セルモ其ノ形式及實質ノ我国情ニ適スルヤ否ヲ研覈シ取舍選擇スル所アリタリ會議ノ當初ニ在リテハ各委員ノ主張スル所一ニ出テサリシモ論議ヲ累ネ意見ヲ交換スルニ從イ其ノ主眼トスル所合致スルニ至リ遂ニ全会一致ノ成案ヲ得タルモノナル

主査委員会ノ決議シタル事項ハ別記主査委員長報告書ノ如シ本職ハ六月二十八日ヲ以テ委員總會ヲ招集シ主査委員長ノ報告ヲ其ノ議ニ付シタルニ質問応答ヲ累ナタル後委員總會ニ於イテモ亦全会一致ヲ以テ之ヲ可決シタリ

抑陪審制度ノ樹立ニ関スル問題ハ我那十数年来ノ懸案ニシテ学者及實際家ノ論議大イニ徑庭アリテ其ノ帰郷スル所ヲ知ルコト能ハサリシモノタリ然ルニ本會カ短日月ノ間ニ於テ此ノ重大ナル懸案ヲ解決シ其ノ綱領ヲ議決スルニ至リタルハ時勢ノ進運ノ然ラシムル所ナルヘシト雖モ畢竟委員各自カ熱心淬勵審査ニ從事シタルト虚心坦懷能ク互讓ノ態度ヲ以テ解決ニ努力シタルトニ由ラスンハアラス而シテ此ノ間ニ處シテ担当幹事カ副總裁指揮ノ下ニ勵精審議ノ原案ヲ作成シ且ツ外国ノ立法例及ヒ學說等ヲ翻譯シ其ノ他諸般ノ資料ヲ提供シテ委員ノ攻究ニ裨補シタルモノ多大ナリシコトハ主査委員ノ功勞ト共ニ特筆シテ閣下ニ報告スル所ナリ

右及答申申候也

大正九年七月三日

臨時法制審議會總裁男爵穗積陳重

内閣總理大臣原 敬殿

本答申書は参考記録として、1 主査委員氏名、2 担当幹事氏名、3 開会ノ日時、4 調査資料ノ目録を付記する。

1 主査委員氏名

一木喜徳郎、横田國臣、倉富勇三郎、富谷銚太郎、美濃部達吉、磯部四郎、花井卓藏、鶴澤聡明、江木衷、原嘉道（以上大正八年十月二十四日指名） 松室致（以上大正八年十一月一日指名） 横田千之助、松田源治（以上大正九年四月七日指名）

2 担当幹事氏名

馬場鎧一、豊島直道、谷田三郎、飯島喬平、小山松吉、池田寅三郎、牧野英一、鳩山秀夫（以上大正八年十月二十四日指名） 横田千之助、鈴木喜三郎（以上大正八年十月十五日任命）

3 開会ノ日時

総会 三回

第一回（大正八年七月十六日）、第二回（大正八年十月二十四日）、第三回（大正九年六月二十八日）

主査委員会 二十一回

第一回（大正八年十一月五日）、第二回（大正八年十一月十二日）、第三回（大正八年十一月十九日）、第四回（大正八年十一月二十六日）、第五回（大正八年十二月三日）、第六回（大正八年十二月十日）、第七回（大正八年十二月十七日）、第八回（大正八年十二月二十四日）、第九回（大正九年一月二十八日）、第十回（大正九年二月四日）、第十一回（大正九年二月十八日）、第十二回（大正九年三月三日）、第十三回（大正九年三月十日）、第十四回（大正九年三月十七日）、第十五回（大正九年四月十四日）、第十六回（大正九年四月二十一日）、第十七回（大正九年五月十二日）、第十八回（大正九年五月十九日）、第十九回（大正九年五月二十六日）、第二十回（大正九年六月二日）、第二十一回（大正九年六月九日）、

幹事会 十三回

第一回（大正八年七月二十九日）、第二回（大正九年四月二十三日）、第三回（大正九年四月二十七日）、第四回（大正九年四月二十八日）、第五回（大正九年五月四日）、第六回（大正九年五月五日）、第七回（大正九年五月十一日）、第八回（大正九年五月十八日）、第九回（大正九年六月一日）、第十回（大正九年六月十日）、第十一回（大正九年六月十三日）、第十二回（大正九年六月十六日）、第十三回（大正九年六月十七日）

4 調査資料ノ目録

- (一) 諮問第二号に対する卑見（江木委員提出）
- (二) 陪審制度に関する沸國法制
- (三) 獨逸參審及陪審法規

- (四) 陪審制度論（謄写版）
- (五) 理想の憲政（江木委員提出）
- (六) 陪審制度に関する論説
- (七) スコット遺言訴訟の概要（謄写版）
- (八) 第二十六回帝国議会衆議院 陪審制度設立に関する建議案議事録
- (九) 獨逸刑事訴訟法改正委員会 議事録抄訳
- (一〇) 英國に於ける陪審制度の概要
- (一一) 諮問第二号卑見追加「陪審制度と憲法との關係」（江木委員提出）
- (一二) 諮問第二号に対する卑見追加第二 (同 上)
- (一三) 埃 太 利
獨 乙 參審並陪審法規
ブルガリヤ
- (一四) エスマイン著大陸刑事訴訟手續沿革史
- (一五) 獨逸參審並陪審裁判の研究
- (一六) 陪審官の心理
- (一七) 刑事事件に付陪審裁判所の管轄に関する外国立法例要旨（其の一）（謄写版）
- (一八) 現行獨逸裁判所構成法制定材料中抄訳
- (一九) 諸説概説（謄写版）（江木委員提出）
- (二〇) 審議の主要点（謄写版）（同上）
- (二一) 獨逸ノ陪審制度
- (二二) エトケル著陪審及び參審裁判手續の一節
- (二三) 陪審裁判所の改正及陪審裁判所に於ける手續
- (二四) 獨逸陪審裁判所判決及附屬書類外二種（謄写版）
- (二五) 英國裁判所に於ける教示実例（同上）
- (二六) ジー、ジー、アレキサンダー著 英國刑事裁判制度論（印刷未了）
- (二七) 獨逸連邦各國憲法（抄訳）（印刷未了）
- (二八) 亞爾然丁共和國憲法、濠太利共和國憲法、埃地利國憲法、智利國憲法、丁抹國
憲法、葡萄牙國憲法、瑞西憲法、北米合衆國憲法、北米合衆國憲法ノ追加及白
耳義國憲法、伯刺西爾國憲法（各抄訳）

(二九) 英國陪審制度調査会報告書(翻訳中)

⁹ 陪審法の成立過程について、三谷太郎『政治制度としての陪審制』、東京大学出版会、2001年、150頁参照。法務省の裁判員裁判の広報・裁判員制度コーナー (<http://moj.go.jp/SAIBANIN/koho/gallery/0.2.html>)、及び日弁連による紹介 (<http://nichibenren.or.jp/ja/citizen>) 参照。

¹⁰ 『司法制度改革審議会意見書』、平成13年、57頁以下参照 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>)。

¹¹ <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/090116.pdf>

¹² http://www.mext.go.jp/component_b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/20/1261059

第5期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の構成メンバーは、臨時委員として座長・関西学院大学大学院司法研究科教授田中成明、株式会社東芝顧問有信陸弘の2氏、専門委員として座長代理・東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長井上正仁、神戸大学大学院法学研究科教授磯村保、三菱商事株式会社法務部長福田仁士、法務大臣官房司法法制部司法法制課長小山太士、弁護士笹井治、早稲田大学大学院法務研究科長鎌田薫、首都大学東京大学院社会科学部教授木村光江、中央大学副学長・大学院法務研究科教授椎橋隆幸、社団法人共同通信社論説委員・編集委員土屋天明、関西大学法学部教授永田眞三郎、学習院大学法務研究科教授長谷部由起子、司法研修所事務局長林道晴、岡山大学大学院法務研究科教授松村和徳、一橋大学大学院法務研究科教授山本和彦の14氏である。なお、同委員会には第1ワーキング・グループとして主査・早稲田大学大学院法務研究科長鎌田薫、主査代理・関西大学法学部教授永田眞三郎、中央大学大学院法務研究科教授大貫裕之、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授大村敦志、京都大学院法学研究科・法学部教授笹井正俊、立教大学大学院法務研究科教授野沢正充、広島大学大学院法務研究科教授平野敏彦の7氏の専門委員、第2ワーキング・グループとして主査・神戸大学大学院法学研究科教授磯村保、主査代理・東京大学大学院法学政治学研究科教授山口厚、中央大学大学院法務研究科教授石川敏行、早稲田大学大学院法務研究科教授大塚直、名古屋大学法学部・法学研究科教授小林量、法務省大臣官房司法法制部参事官佐々木宗啓、東京医科歯科大学副学長・大学院医歯学連合研究科教授(司法修習委員会委員)高瀬浩造、司法研修所教官田村政喜、京都大学大学院法学研究科教授土井真一、上智大学大学院法学

研究科教授長沼範良、京都大学大学院法学研究科教授酒巻匡、弁護士藤原浩、一橋大学大学院法務研究科教授山本和彦の13氏である。最新の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第37回）の議事録については、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_04/012/gijiroku/1291881.html 参照。

¹³ 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの構成メンバーは、担当省委員として法務副大臣加藤公一、文部科学副大臣鈴木寛、法務大臣官房人事課長林真琴、法務大臣官房司法法制部長深山卓也、文部科学省徳永保、法曹三者等委員として最高裁判所事務総局審議官菅野雅之、東京地方検察庁総務部長片岡弘、日本弁護士会嘱託丸島俊介、東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長井上正仁、早稲田大学大学院法務研究科長鎌田薫の10氏である（http://www.moj.go.jp/shingi/shingi_00340004.html）。

¹⁴ 「法曹養成制度に関する提言」の構成メンバーは、前連合会長高木剛、元東京大学総長佐々木毅、京都大学名誉教授佐藤幸治、早稲田大学大学院教授北川正恭、経済同友会専務理事小島邦夫の5氏である（<http://www.moj.go.jp/content/000036362.pdf>）。

¹⁵ 新司法試験合格者数については、法務省及び文部科学省が有識者会議を設置し適正な合格者数の検討を始めるという。日弁連は、現行計画では法曹の質の確保と弁護士の就職難から見直しを検討する。政府は、法曹人口の全体数や合格者数の目標を作成し、合格者数の下方修正の方向で見直し、改めて閣議決定をする方針という。読売新聞2010年1月5日参照。なお、次期日弁連会長選挙において、第1回の選挙で当選者が決定せず、再投票の結果、司法制度改革を継続し新司法試験合格者数を当初の予定通りとする現執行部体制候補者に対して、新司法試験合格者数を年間1500人規模とする反対派候補との争いになり後者の宇都宮健児氏が当選している。投票結果については、弁護士数の増大が業務の維持を困難にしており新司法試験合格者数の半減を主張した候補者が当選したとの分析がある。新司法試験合格者数を年間1500人規模とする主張には、「業界が既得権益を守ろうとしている」（毎日新聞 2010年3月12日社説）、「法曹三者の一翼を担う組織としての責任ある行動が求められる。弁護士の利益を最優先に守る姿勢では、日弁連への信頼は生まれまい。」（読売新聞2010年3月12日社説）、「司法制度改革は経済界や労働団体、消費者団体など幅広い国民の要請をうけ、日弁連、法務省、最高裁の法曹3者で進めてきた経緯がある。弁護士の都合だけで、（合格者数の＝筆者註）大幅な見直しをすることはできない。」（朝日

新聞2010年3月12日社説)との厳しい批判がある。

¹⁶ 顧問会議発足時の構成メンバーは、経済団体連合会会長今井敬、評論家大宅映子、早稲田大学総長奥島孝康、日本経済新聞社論説主幹小島明、東京大学総長佐々木毅、日本労働組合総連合会会長笹森清、京都大学名誉教授・近畿大学法学部教授佐藤幸治、津田塾大学学長志村尚子の8氏で座長は佐藤幸治氏である。顧問会議は、平成14年1月18日第1回会議を開催し、平成14年5月16日第4回会議で終了している。議事録については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html> 参照。

¹⁷ 各検討会の審議状況及び構成メンバーについて、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kaisai.html> 参照。

¹⁸ 裁判員制度・刑事検討会は、平成14年2月28日第1回を開催し平成16年7月6日第32回で終了した。裁判員制度・刑事検討会の構成メンバーは、座長・東京大学教授井上正仁、委員東京地方裁判所判事池田修、九州大学教授大出良知、東京工科大学教授清原慶子、上智大学教授酒巻匡、弁護士四宮啓、弁護士高井康行、共同通信社論説委員土屋美明、最高検察庁検事中井憲治、慶応義塾大学教授平良木登規男、警察庁刑事局刑事企画課長廣畑史朗の11氏である (<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/kentoukai/saibanin/dai1/gijiroku.html>)。

¹⁹ 明日の裁判所を考える懇談会の構成メンバーは、消費科学連合会会長大木美智子、早稲田大学大学院教授・前三重県知事北川正恭、国際公共政策研究センター理事長田中直毅、東京福祉大学大学院教授平木典子、ジャーナリスト榊井成夫、東京大学名誉教授松尾浩也、前科学技術文明研究所所長米本昌平の7氏である (HPではジャーナリスト榊井成夫と記載されているが、協議内容から大谷昭宏氏の誤記ではないかと考える)。懇談会は、平成14年1月25日第1回を開催し、平成19年5月7日第17回まで開催されている。協議内容については、http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/asu_kondan/asu_kyogi1.html 参照。

²⁰ 最高裁判所は裁判員制度の広報にあたり、「裁判員裁判広報に関する懇談会」を設置した (http://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/kondan1/kondai_1_1.html)。最高裁判所の裁判員制度のHPには、最新の情報が掲載されている (<http://saibanin.courts.go.jp/introduction/index.html>)。

²¹ 法制審議会刑事法(裁判制度関係)部会の構成メンバーは、部会長・明治大学教授川端博、部会長代理・中央大学教授椎橋隆幸、東京大学教授井上正仁、委員・東京高等裁判

所判事植村一郎、最高裁判所事務総局刑事局長大谷直人、弁護士（横浜弁護士会所属）岡田尚、法務省刑事局長小津博司、最高検察庁検事酒井邦彦、共同通信社論説副委員長兼編集委員土屋美明、上智大学教授長沼範良、警察庁刑事局長縄田修、弁護士（大阪弁護士会所属）西村健、法務省大臣官房審議官三浦守の13氏、幹事・最高裁判所事務総局刑事局第二課長伊藤雅人、内閣法制局参事官岩尾信行、法務省刑事局参事官上富敏伸、名古屋大学教授大澤裕、法務省刑事局刑事法制管理官大谷晃大、弁護士（第二東京弁護士会所属）河津博史、警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長白川靖浩の7氏及び関係官・法務省特別顧問松尾浩也である。諮問骨子は、部分判決制度、証人尋問等の記録媒体への記録、公判調書の整理等である。これらの点について審議がなされ、要綱（骨子）が法制審議会（総会）に報告された（http://www.moj.go.jp/shingi/shingi1/shingi_2_061218-1.html）。

²² 最高裁は、明日の裁判所を考える懇談会第16回の資料として、「目で見て耳で聞いて分かる裁判（公判主義）への転換」として、争点の明確化、証人を中心とした審理をあげる。このような転換により、「・当事者の主張・立証面での負担と責任が徹底され、審理が活性化、・判決の事実認定は、犯罪事実と量刑に重要な影響を与える事実に限定、・国民の率直な感覚が反映され、量刑はある程度の範囲でこれまでよりも幅が拡大」と指摘する（http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/asu_kondan/asu_kyogi1.html）。堀江慎司「公判手続における直接主義・口頭主義」、刑法雑誌43巻3号（2004年）438頁以下、井上正仁「刑事訴訟法60年・裁判員法元年—序言」、ジュリスト1370号（2009年）2頁以下、井上正仁・酒巻匡・大澤裕・池田修・三浦守・岩村智文「座談会・総括と展望」、ジュリスト1370号（2009年）178頁以下参照。神山啓史＝岡慎一「裁判員裁判と『当事者主義の重視』」、判タ1274号（2009年）43頁以下参照。直接主義・口頭主義の具現化された場として連日的開廷の運用を肯定する見解として、杉田宗久「公判前手続の現状と課題—裁判所の立場から—」、刑法雑誌48巻3号（2009年）49頁以下、特に65頁以下参照。

²³ 裁判員制度実施に先立ち、最高裁判所は全国の主要な裁判所で模擬裁判を開き問題点の検討を行ってきた。具体的問題としては、正当防衛及び責任能力について議論がある。駒田秀和判事、高嶋智光検事及び小坂井久弁護士の論稿として、「難解な法解釈と裁判員制度—正当防衛に関する模擬裁判を通して—」、刑事法ジャーナル10号（2008年）71頁以下、駒田秀和判事、高嶋智光検事及び田岡直博弁護士の論稿として、「難解な法解釈と裁判員

制度－責任能力に関する模擬裁判を通して－」、刑事法ジャーナル11号（2008年）61頁以下、最高裁判所事務総局「模擬裁判の成果と課題－裁判員裁判における公判前整理手続、審理、評議及び判決並びに裁判員等選任手続の在り方」、判タ1287号（2009年）12頁以下参照。模擬裁判の成果として、司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』、法曹会、2009年参照。本書を巡っては、高橋則夫及び笠井治両教授の論稿がある。特集「裁判員裁判と難解な法律概念」、刑事法ジャーナル18号（2009年）2頁以下参照。

²⁴ 大澤裕「『新たな準備手続』と証拠開示」、刑法雑誌43巻3号（2004年）426頁以下、杉田宗久「公判前手続における『争点』の明確化について－被告人側の主張明示義務と争点関連証拠開示の運用をめぐって－」、判タ1176号（2005年）6頁以下、寺崎嘉博「公判前整理手続の意義と『やむを得ない事由』の解釈、刑事法ジャーナル2号（2006年）2頁以下、村瀬均「公判前整理手続と公判手続の運用－裁判員制度を念頭において－」、同誌21頁以下、西田眞基判事、田野尻猛検事及び宮村啓太弁護士の論稿として、「公判前整理手続の現在と課題」、刑事法ジャーナル7号（2007年）2頁以下、河村宣信判事、高嶋智光検事及び宮村啓太弁護士の論稿として、「裁判員裁判における審理の在り方（1）－公判前整理手続－」、刑事法ジャーナル12号（2008年）31頁以下、杉田宗久「公判前手続の現状と課題－裁判所の立場から－」、刑法雑誌48巻3号（2009年）49頁以下、保坂和人「公判前手続の現状と課題－検察官の立場から－」、同誌81頁以下、秋田真志「弁護人の立場からみた公判前手続の現状と課題」、同誌93頁以下参照。

²⁵ 長谷部恭男他・日本国憲法研究第1回・裁判員制度、[座談会] ダニエル・フット教授の指摘、ジュリスト1363号（2008年）91頁以下参照。覚せい剤取締法違反に問われ千葉地裁平成22年1月18日判決で懲役9年罰金400万円に処せられたフィリピン国籍の女性被告側は、裁判員制度は憲法80条1項に反し違憲であるとの控訴趣意書を東京高裁に提出した。公訴事実は、マレーシアから成田国際空港に到着した際、スーツケース内に覚せい剤約2kgを隠し営利目的で密輸を図ったというものである。毎日新聞 2010年3月16日参照。

²⁶ 笹田栄司「裁判員制度と憲法的思考」、ジュリスト1363号（2008年）85頁以下参照。部分判決制度について、法制審議会刑事法（裁判制度関係）部会への諮問第81号要綱（骨子）参照（http://www.moj.go.jp/shingi/shingi_1/shingi_2_061218-1.html）。全国初の区分審理判決は、大阪地裁平成22年4月26日判決で言渡された。事案は、裁判員裁判非対象の7件の強

盗及びひったくりについて職業裁判官による有罪とした部分判決を踏まえ、裁判員裁判対象のタクシー運転手を車外に連れ出して暴行を加え現金17000円を奪った1件の強盗致傷罪について有罪とした上で部分判決に加わっていない裁判員と共に最終的な量刑判断をし、懲役6年6月に処した（求刑・懲役12年）。朝日新聞 2010年4月26日参照。

²⁷ See, Marijke Malsch, *Democracy in the Courts : Lay Participation in European Criminal Justice Systems*, Ashgate, 2009. 本書は、デンマーク、ドイツ、イングランド、ウエールズ、ベルギー、オランダでの市民の裁判への参加形態を比較検討する。

²⁸ 韓国における国民参与裁判について、申東雲「韓国における刑事司法の改革」、刑法雑誌48巻2号（2009年）181頁、特に190頁以下参照。本論文は、申東雲ソウル大学校教授が2008年5月18日第86回日本刑法学会でゲストスピーカーとして講演したものである。国民の刑事裁判参与に関する法律施行2年の状況について、李仁碩「国民参与裁判－施行2年の現況及び課題」、法学セミナー2010年4月号32頁以下、韓寅燮「学界から見た韓国の国民参与裁判」、前掲法学セミナー37頁以下参照。

²⁹ 各地で審理されている裁判員裁判（東京地裁2009年8月6日判決、神戸地裁2009年9月9日判決、大分地裁2009年10月16日判決）の傍聴記が、法学セミナー2009年12月号26頁以下に紹介されている。

³⁰ 松江地裁平成21年10月29日判決は、LEX/DB【文献番号25460267】として掲載されている。LEX/DBの引用では、〔証拠の標目〕及び〔法令の適用〕が省略されており、判決文末尾には「と判断した」との判決文には記述されていない文言が付加されている。裁判員裁判の正確な記録との本稿の視座からは、法廷で裁判員にいかなる証拠が示されそれに基づいていかなる判断が示されたのかを検討するには、判決文原文の引用は尚有意義であると思慮する。

³¹ 拙稿「児童虐待の現況と課題」、刑法雑誌42巻3号（2003年）311頁以下、特に324頁参照（拙著『児童虐待Ⅱ 問題解決への刑事法のアプローチ』、成文堂、2007年、88頁以下所収）。

³² 裁判員裁判は、2010年3月15日審理が開始される新潟地裁での裁判員裁判により全都道府県50地裁10支部全てで実施されたことになる。本事案は、ロシア国籍の被告人がロシアから新潟東港に到着した貨物船の船員として上陸した際、覚せい剤約4.7kg（末端価格

約2億8000万円)を陸揚げしたとして覚せい剤営利目的輸入罪に問われたものである。毎日新聞 2010年3月16日参照。最新の裁判員裁判の実施状況について、2010年4月16日開催「裁判員制度の運用等に関する有職者懇談会第7回」配布資料5「裁判員裁判の実施状況について(特別集刊資料)」(http://www.courts.go.jp/saikousai/about/iinkai/saibanin_kondan/siryu_07/index.html)参照。末尾【統計資料】表1. 罪名別の新受人員(平成22年3月末現在)、表2. 庁別の新受人員(平成22年3月末現在)、表3. 罪名別の判決人員(平成22年3月末現在)参照。

³³ 本事案は、被告人(72歳)が自宅斜め向かいに住む被害者(66歳)の左胸を2回、背中を1回サバイバルナイフで突き刺し出血性ショックで死亡させ、殺人罪で懲役15年に処せられたケースである(LEX/DB【文献番号】25451542)。

³⁴ 本事案は、強盗強姦2件(1件は少年時の犯行)、窃盗1件、窃盗未遂1件の罪責が問われたケースで被告人は懲役15年に処せられた(LEX/DB【文献番号】25460198)。青森地裁平成21年9月4日判決報道は、裁判員の構成が男性5人女性1人と偏っている、被害女性の被害状況についての検察官の主張が裁判員にとっては精神的負担になるものである等、様々な報道が流されている。

³⁵ 強盗殺人事件として鳥取地裁で開廷されたケースは、裁判員裁判で全国初の死刑判決の可能性に関心もたれ、2010年の初めからマスメディアの注目を浴びていた。平成22年2月23日第1回公判に先立ち2月10日に筆者は、地元の日本海テレビの取材を受け、公判前整理手続きで被告人及び弁護人が強盗目的を否定し重要な争点になるものとして、裁判員の実事認定の重要性を指摘した。鳥取地裁平成22年3月2日判決は、被告に無期懲役を言い渡した。無期懲役との判決は、妥当なものである。全国初の死刑判決が言い渡される可能性のある2名を殺害した強盗殺人事件として社会的関心が寄せられていた本裁判で、裁判員、証人及び被害者参加人を含む審理に参加した全ての人々が死刑判決の可能性に予断を抱くことなくまた被害感情に流されずに冷静な判断をしたことを賞賛したい。冷静な判断を導いた第一の理由は、法曹三者の公判前整理手続きでの開廷日設定にある。23日火曜日からスタートし、26日金曜日午後、論告求刑及び最終弁論の後の第1回目の評議の後、週末をはさんでの2日間の評議という日程構成は、裁判員にとって慣れない法廷での審理を一度 cool down し、冷静な評議を可能とした。法曹三者の冷静な判断である。第二の理

由は、強盗目的を争点とした本件で裁判員が検察、弁護双方の主張を聞いた上で市民の視点から合理的かつ冷静な判断をしたことである。また、最終弁論での被告人の「被害者の無念さ、遺族の思いを、死刑なら死刑執行まで、それ以外なら一生涯、背負っていきたい」との発言は、インパクトのあるもので裁判員には好意的に理解されたものと思われる。裁判員裁判では、検察官の優勢が一般的傾向として見られるが、本裁判では強盗目的を否定する論戦を展開した弁護人の健闘が顕著である。

³⁶ 本件事では、裁判員が選任手続と6回の公判及び2日間の評議で計8日間拘束される点と、6日間の公判を1人の通訳人が通訳するという点で問題を内在している。毎日新聞2010年3月16日参照。

³⁷ 島根県裁判員裁判第1号事件についての各紙コメントを時系列的に掲載する。

・林弘正・島根大大学院法務研究科教授（刑事法）は「事件の状況を見ると、従来の裁判なら執行猶予が付いても不思議ではない例だが、判決はどうなるのか。『市民感覚』の發揮に注目したい」と話す（読売新聞2009年10月27日）。

・裁判を傍聴した島根大大学院法務研究科教授の国弘正樹弁護士は「検察側は、プレゼンテーションの基本をしっかりと訓練しており、分かりやすかった」と語る一方で「弁護人は工夫が足りず、被告に何を答えさせようとしているのか、見えてこなかった。検察と対等に渡り合うには、よほど訓練しないとイケない」と指摘。2日目以降について、「裁判員は、疑問を率直に尋ね、理解を深めてほしい」と話した（毎日新聞2009年10月28日地方版）。

・島根大大学院法務研究科の林弘正教授（刑事法）の話「裁判官を通じて補充裁判員からの質問も出たが、市民の意見の反映という点では評価できるものの、間接的とはいえ、補充裁判員の審理への参加は問題があったのではないか」（読売新聞2009年10月29日）。

・裁判を傍聴してきた島根大大学院法務研究科教授の国弘正樹弁護士は「6年の求刑で5年というのは市民の感覚が量刑に反映されているのだろう」と感想を述べた。また複数の検事で組織的に立証した検察側に対して、「弁護人の方も組織的な対応をとっていかなければならない」と指摘した（毎日新聞2009年10月30日地方版）。

³⁸ 原田國男「裁判員制度の導入と量刑」、現代刑事法4巻11号（2004年）65頁以下、同「裁判員制度における量刑」、現代刑事法6巻5号（2006年）47頁以下（両論文は、原田國男『量刑判断の実際〔増補版〕』、現代法律出版、2006年に所収されている。）、今崎幸彦

「共同研究・『裁判員制度の導入と刑事裁判』の概要－裁判員制度にふさわしい裁判プラクティスの確立を目指して－」、判タ1188号（2006年）465頁以下、前田雅英＝合田悦三＝井上豊＝野原俊郎『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究－殺人罪の事案を素材として－』、平成15年度司法研究57輯1号、法曹会、2007年、原田國男「量刑をめぐる諸問題－裁判員裁判の実施を迎えて」、判タ1242号（2008年）73頁以下参照。

³⁹ 各地の裁判所で補充裁判員が裁判長を通して証人や被告人質問を行っている実態が報道されている。朝日新聞2009年10月3日朝刊参照。平成22年2月23日鳥取地裁裁判員裁判第2号事件第1回公判では、補充裁判員4名のうちの1人が被告人の借入れ状況について被告人の部下の女性の証言に対して裁判長を通して質問をしたという（読売新聞2010年2月24日朝刊参照）。第2回公判でも補充裁判員の被告人への質問が裁判長によってなされている（読売新聞鳥取版2010年2月25日参照）。

⁴⁰ 裁判の迅速化については、最高裁が検討を加えてきた。最高裁判所事務局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』、平成17年7月、同『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概況・資料編）』、平成21年7月、同『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（分析編）』、平成21年7月参照。

⁴¹ 裁判員法について、池田修『解説 裁判員法 [第2版] 立法の経緯と課題』、弘文堂、2009年参照。

⁴² 池田修・前掲書、28頁以下参照。

⁴³ 共同通信の報道によれば、「地裁は、28日付で女性の補充裁判員1人を解任したと明らかにした。」とする（2009/10/29 【共同通信】参照）。

⁴⁴ 裁判員裁判における被害者参加について、椎橋隆幸「裁判員における被害者参加の意義」、刑事法ジャーナル16号（2009年）30頁以下及び瀧川裕英「被害者参加の根拠」、同誌49頁以下、仲真紀子「裁判員制度と心理学－被害者に関する情報の影響について－」、刑法雑誌48巻3号（2009年）405頁以下参照。

⁴⁵ 最高裁は、裁判員の心理的負荷に対してはカウンセリング等のメンタルケアを制度化しているという。しかしながら、法廷に出廷した被害者には同様のサービスが十全になされているのか定かではない。

⁴⁶ 制度としては、裁判所がメンタルヘルスの専門知識を持つ民間業者に委託して電話等

で相談を受け付ける裁判員メンタルヘルスサポート窓口を設置している。利用状況は、2009年8月3日から10月末日までに4件の利用があり、電話相談が3件、面接が1件であった。相談内容は、健康相談2件、メンタルヘルス相談2件であった。最高裁判所「裁判員裁判の実施状況の概要」参照（<http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf>）。

⁴⁷ 原田國男「裁判員裁判と量刑評議－模擬裁判を傍聴して－」、刑事法ジャーナル16号（2009年）55頁以下、中川博之「裁判員裁判と量刑」、刑事法ジャーナル21号（2010年）8頁以下、小島透「量刑判断における法定刑の役割－量刑スケールとしての法定刑の可能性－」、香川法学26巻3・4号（2007年）31頁以下参照。

⁴⁸ 裁判員裁判への被害者参加の状況について、前註（32）、末尾【統計資料】表4.被害者参加の状況（平成22年2月末現在）参照。

⁴⁹ 原田國男・前掲判タ1242号（2008年）77頁以下参照。

⁵⁰ 川出敏裕「公判前整理手続における証拠開示」、刑事法ジャーナル21号（2010年）40頁以下参照。

⁵¹ 読売新聞2009年12月24日朝刊参照。

⁵² 毎日新聞2009年12月17日朝刊参照。

⁵³ 前註（32）参照。「裁判員裁判の実施状況について（特別集刑資料）」、末尾【統計資料】表5.罪名別・終局区分（有罪及び無罪）別人員（平成22年3月末現在）参照。

⁵⁴ LEX/DB【文献番号】25460280

⁵⁵ LEX/DB【文献番号】25460279

⁵⁶ 読売新聞2010年2月18日朝刊参照。

⁵⁷ 産経新聞2010年2月18日朝刊、読売新聞2010年2月23日朝刊及び読売新聞2010年3月5日朝刊参照。

⁵⁸ 毎日新聞2009年12月12日大阪朝刊参照。

⁵⁹ 毎日新聞2010年1月19日地方版〔播磨・姫路版〕参照。

⁶⁰ 原田國男・前掲判タ1242号（2008年）73頁参照。

⁶¹ 共同通信2010年2月6日参照。

⁶² 前註（32）参照。「裁判員裁判の実施状況について（特別集刑資料）」、末尾【統計資料】表6.控訴率（平成22年2月末現在）参照。

⁶³ 前掲註(32) 配布資料2 「裁判員経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成21年度)」参照。サンプル数は、裁判員781、補充裁判員298であった。末尾【統計資料】図1.裁判員に対する検察官、弁護士、裁判官の説明のわかりやすさ、図2.補充裁判員に対する検察官、弁護士、裁判官の説明のわかりやすさ、参照。

⁶⁴ 市民が参加する裁判におけるメディアとの関係について、最高裁は、明日の裁判所を考える懇談会第8回の資料として、「陪・参審制度と事件報道・裁判報道の在り方(諸国の実情)」を資料として配布している。裁判員裁判と報道の関係を検討する際に、非常に興味深い資料である(http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/asu_kondan/asu_kyogi_1.html)。

⁶⁵ 池田公博「裁判員裁判と報道の在り方—刑事手続の視点から—」、刑事法ジャーナル15号(2009年)30頁以下及び川岸令和「裁判員裁判と報道の在り方—憲法の視点から—」、同誌38頁以下参照。

⁶⁶ 毎日新聞 2009年10月30日 地方版参照。

⁶⁷ 憲法違反を理由に最高裁に特別上告した事案として、路上で女子高校生の口を塞いで脅かし、身体に触るなどしたとして強制わいせつ致傷で起訴され、新潟地裁で平成22年4月21日に第1回公判前整理手続きのなされたケースがある。読売新聞2010年4月23日朝刊参照。

⁶⁸ <http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/B20DKI01.pdf> 参照。末尾【統計資料】表7.刑事事件等の訴訟及び其の他別新受、既済、未済人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所、参照。被告人の勾留の長期化については、憲法記念日の会見でのインタビューで竹崎博允最高裁長官も認めている。朝日新聞2010年5月3日参照。

⁶⁹ 前註(32) 参照。「裁判員裁判の実施状況について(特別集刑資料)」、末尾【統計資料】表8.審理期間(受理から終局まで)(平成22年2月末現在)参照。

⁷⁰ 安念潤司「自由主義者の遺言」(藤田宙靖・高橋和之編『憲法論集』、創文社、2004年)、382頁以下、西野喜一・前掲書、138頁以下参照。被告人の裁判の選択権を否定する見解として、柳瀬昇准教授は、共和主義的憲法観に基づく討議民主主義(deliberative democracy)理論から考察する。柳瀬昇・前掲ジュリスト、37頁参照。

⁷¹ 鳥取地裁平成22年3月2日判決における裁判員のコメントや青森地裁平成21年9月4

日判決における裁判員のコメントなどがその一例である。毎日新聞2010年3月3日及び同6日朝刊、msn 2009.9.4 17参照。

⁷² 加藤克佳「裁判員制度における判決と上訴の構想」、刑法雑誌43巻3号（2004年）451頁以下、宮城啓子「裁判員制度と上訴審の在り方」、刑事法ジャーナル13号（2008年）8頁以下参照。

⁷³ 弁護人の控訴理由の主要な点は、公判前整理手続で検察官が主張していなかった事実を論告で初めて主張したことが被告人の防御権を著しく侵害するとする。裁判所は、「公判前整理手続を経た事件において、当事者が、みだりに、主張を変更したり、新たな主張を付加することは、争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するという同手続の目的に反し望ましいことではないが、如何なる主張事実であっても、あるいはどのような審理経過をたどろうと、一切主張事実の変更を許さないというものではない。整理手続終了後の証拠調請求を制限している刑訴法316条の32のような条文がない以上、法律の解釈として、いわゆる主張制限効を認めることはできないというべきである。」と一般論を判示したうえで、本件では被告人側の防御権を著しく侵害するものではないと判示した。量刑不当との主張に対して、裁判所は、「これら（原審＝筆者註）の量刑事情の説明は、行為責任を中心とした責任主義の観点を重視する立場からしても相当であって、当審も、正当として認ずるものである。」と判示した（LEX/DB【文献番号】25462855）。司法研修所編『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』、法曹会、2009年参照。

⁷⁴ 前註（32）参照。「裁判員裁判の実施状況について（特別集刑資料）」、末尾【統計資料】表9.控訴審の結果（平成22年3月末現在）参照。

⁷⁵ 毎日新聞2010年3月17日大阪朝刊参照。

⁷⁶ 読売新聞2010年4月22日参照。

⁷⁷ 毎日新聞2009年12月18日朝刊参照。

⁷⁸ 麻薬特例法違反に問われた横浜地裁平成22年3月19日判決後の裁判員の会見で示された見解、読売新聞2010年3月19日朝刊参照。

⁷⁹ 裁判員裁判の法廷において法廷通訳が1名である場合、長時間集中力が維持できるのか、又誤訳のチェックをどうするのかという問題がある。朝日新聞2010年3月21日朝刊参照。先に註（32）で検討した2010年3月15日新潟地裁で開廷された本件事では、裁判員が

選任手続と6回の公判及び2日間の評議で計8日間拘束される点と、6日間の公判を1人の通訳人が通訳するという点で問題を内在している。毎日新聞 2010年3月16日参照。

⁸⁰ 毎日新聞2010年3月6日朝刊参照。

⁸¹ 検察官と弁護士との取組の差異は、法務省に設置された「裁判員制度に関する検討会(第2回)議事録」に資料として添付されている「裁判員裁判における検察の基本方針と取組みについて」と「裁判員裁判に関する弁護士会の取組状況」からも窺える (http://www.moj.go.jp/shingi/keij_kentoukai_saibaninseido_02_index.html)。また、最高裁の最新の統計資料では、裁判員に対する検察官と弁護人の説明の分かり易さでもかなりのポイントの差がデータとして示されている。前註(63)参照。

⁸² 全国都道府県50地裁10支部の最後の裁判員裁判である2010年3月25日新潟地裁は、覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)などに問われた被告に対し、「輸入量は多量で、流通していれば極めて大きな害悪を社会にまん延させていた」と判示して、懲役10年、罰金300万円(求刑・懲役13年、罰金500万円)を言い渡した。読売新聞2010年3月25日参照。

⁸³ 最高裁判所「裁判員制度の実施状況について(その1)～平成21年の結果報告をいたします～」(http://saibanin.courts.go.jp/topics/h21_saibanin_kekka.html)参照。前註(32)参照。

⁸⁴ 裁判員制度の運用等に関する有職者懇談会の構成メンバーは、座長中央大学副学長同大学院法務研究科・法学部教授椎橋隆幸(刑事法学)のほか委員は、労働政策研究・研修機構特任研究員今田幸子、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授内田伸子(心理学)、弁護士小野正典、京都大学大学院法学研究科教授酒巻匡(刑事法学)、学習院大学法科大学院教授(元福岡高裁長官)龍岡資晃、最高検察庁裁判員公判部長藤田昇三、ジャーナリスト(元読売新聞社論説委員)榊井成夫の8氏である。第1回の最高裁事務総局からの出席者は、事務総長大谷剛彦、刑事局長小川正持、審議官菅野雅之であり、オブザーバーとして東京地方裁判所刑事部所長代行村瀬が参加している。直近の第6回の最高裁事務総局からの出席者は、事務総長山崎敏充、刑事局長植村稔、審議官菅野雅之であり、オブザーバーとして東京地方裁判所刑事部所長代行三好幹夫が参加している。懇談会の開催状況は、最高裁判所のHPに順次公開されている (<http://saibanin.courts.go.jp/introduction/index.html>)。

⁸⁵ 裁判員制度に関する検討会の構成メンバーは、座長に東京大学大学院法学政治学研究所長・法学部長井上正仁のほか委員は、最高検察庁検事稲葉一生、社団法人被害者支援都市センター理事大久保恵美子、京都大学大学院法学研究科教授酒巻匡、プロデューサー・株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長残間里江子、国学院大学法科大学院教授四宮啓、共同通信社論説委員兼編集委員土屋美明、東京地方裁判所部総括判事角田正紀、弁護士前田祐司、警察庁刑事局企画課長室城信之、主婦連合会会長山根香織の11氏である。なお、法務省事務当局からの出席者は、第1回は法務事務次官大野恒太郎、刑事局長西川克行、大臣官房審議官甲斐行夫、刑事局刑事法制管理官辻裕教、刑事局刑事法制企画官加藤俊治であり、第2回は刑事局長西川克行、大臣官房審議官甲斐行夫、刑事局刑事課長落合義和、刑事局刑事法制管理官岩尾信行、刑事局総務課裁判員制度啓発推進室長西山卓爾、刑事局刑事法制企画官加藤俊治であった。検討会の議事録は、順次以下のHPで公開されている（http://www.moj.go.jp/shingi/keij_kentoukai_saibaninseido_02_index.html）。

⁸⁶ 後藤昭「動き始めた裁判員裁判」、法学セミナー2009年12月号6頁以下、宮村啓太「弁護人の立場から・公判前整理手続の現状確認」、前掲法学セミナー20頁以下、鈴木一郎「弁護人の立場から・被害者等参加制度の現状確認」、前掲法学セミナー23頁以下、〈座談会〉「裁判員裁判の経験と課題－制度開始直後の運用を見て」、前掲法学セミナー10頁以下参照。松尾浩也「刑事裁判と国民参加－裁判員法施行半歳を顧みて」、法律のひろば2010年1月号4頁以下、及び〈座談会〉「法曹三者が語り合う 本格始動した裁判員裁判と見えてきた課題」、同誌11頁以下参照。

2010年3月10日脱稿

【追記】

本稿は、島根大学大学院法務研究科創設メンバーの大賀良一教授及びより充実したラインナップメンバーとして参加された須田政勝特任教授の退官に際し、両実務家教授の問題アプローチ視座は研究者教員としての従前の研究に新たな視点を頂いたことに感謝して執筆したものである。

【資料】

Ⅱ.【統計資料】

以下表1から表9及び図1から図2は、2010年4月16日開催「裁判員制度の運用等に関する有職者懇談会第7回」、配布資料2「裁判員経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成21年度）」及び配布資料5「裁判員裁判の実施状況について（特別集刑資料）」より引用する。

http://www.courts.go.jp/saikousai/about/linkai/saibanin_kondan/siryu_07/index.html

表1. 罪名別の新受人員（平成22年3月末現在）

総数	1,662
強盗致傷	418
殺人	366
現住建造物等放火	143
覚せい剤取締法違反	113
(準)強姦致死傷	109
傷害致死	108
強盗強姦	82
(準)強制わいせつ致死傷	76
強盗致死（強盗殺人）	67
偽造通貨行使	37
通貨偽造	20
集団(準)強姦致死傷	15
危険運転致死	17
銃砲刀剣類所持等取締法違反	15
保護責任者遺棄致死	14
爆発物取締罰則違反	6
麻薬特例法（略称）違反	35
その他	21

(注) 延べ人員である。

表2. 庁別の新受人員（平成22年3月末現在）

総数	1,662	広島地裁本庁	34
東京地裁本庁	141	山口地裁本庁	9
東京地裁立川支部	58	岡山地裁本庁	17
横浜地裁本庁	59	鳥取地裁本庁	7
横浜地裁小田原支部	10	松江地裁本庁	3
さいたま地裁本庁	86	福岡地裁本庁	66
千葉地裁本庁	163	福岡地裁小倉支部	17
水戸地裁本庁	42	佐賀地裁本庁	8
宇都宮地裁本庁	27	長崎地裁本庁	18
前橋地裁本庁	31	大分地裁本庁	9
静岡地裁本庁	5	熊本地裁本庁	16
静岡地裁沼津支部	18	鹿児島地裁本庁	25
静岡地裁浜松支部	9	宮崎地裁本庁	7
甲府地裁本庁	14	那覇地裁本庁	20
長野地裁本庁	18	仙台地裁本庁	32
長野地裁松本支部	11	福島地裁本庁	3
新潟地裁本庁	16	福島地裁郡山支部	21
大阪地裁本庁	145	山形地裁本庁	8
大阪地裁堺支部	49	盛岡地裁本庁	3
京都地裁本庁	24	秋田地裁本庁	3
神戸地裁本庁	57	青森地裁本庁	16
神戸地裁姫路支部	20	札幌地裁本庁	41
奈良地裁本庁	12	函館地裁本庁	6
大津地裁本庁	22	旭川地裁本庁	5
和歌山地裁本庁	12	釧路地裁本庁	3
名古屋地裁本庁	88	高松地裁本庁	13
名古屋地裁岡崎支部	22	徳島地裁本庁	8
津地裁本庁	12	高知地裁本庁	16
岐阜地裁本庁	22	松山地裁本庁	11
福井地裁本庁	2	その他	1
金沢地裁本庁	15		
富山地裁本庁	6		

(注) 延べ人員である。

表3. 罪名別の判決人員（平成22年3月末現在）

罪名	判決人員
総計	444
強盗致傷	115
殺人	100
覚せい剤取締法違反	47
傷害致死	33
現住建造物等放火	30
(準)強盗致死傷	28
(準)強制わいせつ致死傷	25
強盗強姦	12
偽造通貨行使	12
強盗致死（強盗殺人）	11
集団(準)強盗致死傷	6
危険運転致死	5
逮捕監禁致死	4
銃砲刀剣類所持等取締法違反	4
麻薬特例法（略称）違反	3
保護責任者遺棄致死	3
傷害	1
建造物等以外放火	1
強盗	1
(準)強姦	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	1
激発物破裂	1

(注) 実人員である。

表4. 被害者参加の状況（平成22年2月末現在）

	判決 人員	参加を申 し出した被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等
総数	32	42	41	17	32	33	28
殺人	12	18	18	3	15	16	15
集団(準)強姦致死傷	4	4	4	4	4	4	—
強盗致傷	4	5	4	2	2	2	3
傷害致死	3	5	5	3	4	3	2
危険運転致死	3	3	3	2	3	2	2
(準)強姦致死傷	2	2	2	1	2	2	2
強盗致死（強盗殺人）	2	3	3	1	1	3	2
(準)強制わいせつ致死傷	1	1	1	—	—	—	1
強盗強姦	1	1	1	1	1	1	1

(注) 1 判決人員は実人員である。
 2 被害者等の数は、延べ人員である。

表5. 罪名別・終局区分（有罪及び無罪）別人員（平成22年3月末現在）

	終 局 区 分													
	有 罪													無 罪
	有罪人員総数	死刑	無期懲役	有 期 懲 役										
				3 年 以 下										
				30 年 以 下	25 年 以 下	20 年 以 下	15 年 以 下	10 年 以 下	7 年 以 下	5 年 以 下	実 刑	執 行 猶 予	う ち 保 護 観 察	
総計	444	—	7	1	6	20	42	78	104	79	27	80	44	—
強盗致傷	115	—	—	—	—	—	3	17	31	36	7	21	14	—
殺人	100	—	1	—	1	18	20	10	20	12	4	14	7	—
覚せい剤取締法違反	47	—	—	—	—	—	8	25	13	1	—	—	—	—
傷害致死	33	—	—	—	—	—	1	4	11	7	3	7	1	—
現住建造物等放火	30	—	—	—	—	—	—	2	3	11	5	9	4	—
(準)強盗致死傷	28	—	—	—	1	1	2	10	7	5	—	2	1	—
(準)強制わいせつ致死傷	25	—	—	—	—	—	—	—	5	1	4	15	11	—
強盗強姦	12	—	—	—	—	1	5	5	1	—	—	—	—	—
偽造通貨行使	12	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	8	2	—
強盗致死（強盗殺人）	11	—	5	1	4	—	—	1	—	—	—	—	—	—
集団(準)強盗致死傷	6	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	3	3	—
危険運転致死	5	—	—	—	—	—	1	1	3	—	—	—	—	—
逮捕監禁致死	4	—	—	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	—
銃砲刀剣類所持等取締法違反	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
麻薬特例法（略称）違反	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
保護責任者遺棄致死	3	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—
傷害	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
建造物等以外放火	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
強盗	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
(準)強姦	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
麻薬及び向精神薬取締法違反	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
激発物破裂	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—

(注) 実人員である。

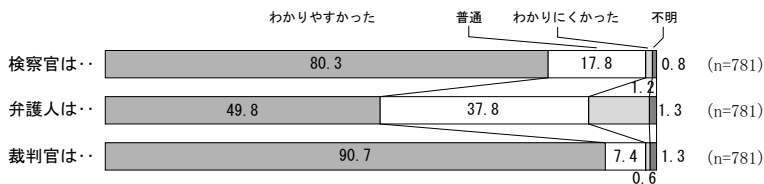
表6. 控訴率（平成22年2月末現在）

	判決人員	控訴人員	控訴率(%)
総数	308	99	32.1
強盗致傷	83	28	33.7
殺人	68	25	36.8
現住建造物等	25	5	20.0
傷害致死	25	7	28.0
覚せい剤取締法違反	35	17	48.6
(準)強制わいせつ致死傷	16	2	12.5
(準)強姦致死傷	19	6	31.6
集団(準)強姦致死傷	5	—	—
偽造通貨行使	4	—	—
強盗強姦	7	3	42.9
銃砲刀剣類所持等取締法違反	3	—	—
危険運転致死	3	1	33.3
保護責任者遺棄等致死	2	—	—
逮捕監禁致死	3	1	33.3
建造物等以外放火	1	—	—
(準)強姦	1	—	—
傷害	1	—	—
強盗	1	—	—
強盗致死(強盗殺人)	4	3	—
麻薬特例法(略称)違反	2	1	50.0

(注) 実人員である。

問4 検察官、弁護士、裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官、弁護士、裁判官それぞれについて、お答えください。

図1-3-4 法廷での検察官、弁護士、裁判官の説明等のわかりやすさ（全体）

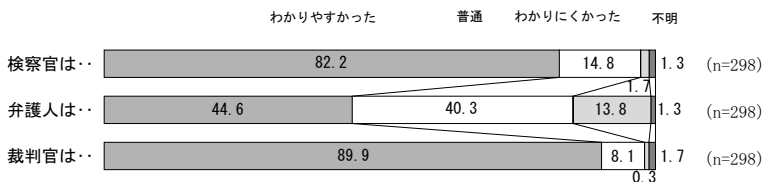


検察官、弁護士、裁判官の法廷での説明等について、「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は、検察官が98.1%、弁護士が87.6%、裁判官が98.1%である。

図1

問4 検察官、弁護士、裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官、弁護士、裁判官それぞれについて、お答えください。

図2-3-4 法廷での検察官、弁護士、裁判官の説明等のわかりやすさ（全体）



検察官、弁護士、裁判官の法廷での説明等のわかりやすさについて、「わかりやすかった」または「普通」と回答した者は裁判官で98%、検察官で97%、弁護士で84.9%となっている。

図2

表7. 刑事事件等の訴訟及び其の他別新受、既済、未済、人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所

年次	総数			訴訟事件			訴訟事件以外の事件			
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	
地方裁判所										
昭和24年	113 932	108 493	45 084	113 932	108 493	45 084	…	…	…	
25	111 940	107 842	49 187	111 940	107 842	49 187	…	…	…	
30	474 188	473 168	43 454	84 323	83 281	42 306	389 865	389 887	1 148	
35	357 731	360 950	34 140	73 211	76 289	33 553	284 520	284 661	587	
40	335 058	337 325	36 470	79 347	81 070	35 781	255 711	256 255	689	
45	267 719	261 660	45 446	74 903	68 554	44 282	192 816	193 106	1 164	
50	252 995	252 879	38 571	76 548	76 475	38 016	176 447	176 404	555	
55	265 268	268 461	29 490	88 988	92 175	28 950	176 280	176 286	540	
60	269 895	270 068	25 584	90 941	91 217	24 853	178 954	178 851	731	
平成2年	196 084	198 175	17 589	63 763	65 862	17 177	132 321	132 313	412	
7	230 277	229 194	19 780	69 144	68 151	19 129	161 133	161 043	651	
12	316 462	314 010	27 736	94 141	91 531	27 170	222 321	222 479	566	
13	336 421	334 175	29 982	99 993	97 714	29 449	236 428	236 461	533	
14	355 324	352 386	32 920	107 029	104 274	32 204	248 295	248 112	716	
15	380 969	380 901	32 988	111 822	111 767	32 259	269 147	269 134	729	
16	380 771	380 879	32 880	113 464	113 649	32 074	267 307	267 230	806	
17	371 000	372 367	31 513	111 730	113 146	30 638	259 270	259 221	855	
18	354 280	356 609	29 184	106 020	108 136	28 542	248 260	248 473	642	
19	324 406	326 822	26 768	97 828	100 364	26 006	226 578	226 458	762	
20	308 959	310 481	25 246	93 568	95 196	24 378	215 391	215 285	868	

表8. 審理期間（受理から終局まで）（平成22年2月末現在）

	判決 人員	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	平均審理 期間
総数	308	4	39	73	90	98	2	2	6.0月
自白	238	4	33	64	71	62	2	2	5.8月
否認	70	—	6	9	19	36	—	—	6.8月

(注) 実人員である。

表9. 控訴審の結果（平成22年3月末現在）

第一審の結果		控訴審 終局人員	受理区分		控訴審の結果			
			被告人側	検察官側	控訴棄却	破棄差戻	破棄自判	取下げ
総数		18	18	—	12	—	—	6
死刑		—	—	—	—	—	—	—
無期懲役		—	—	—	—	—	—	—
有 期 懲 役	30年以下	—	—	—	—	—	—	—
	25年以下	2	2	—	2	—	—	—
	20年以下	2	2	—	—	—	—	2
	15年以下	3	3	—	3	—	—	—
	10年以下	3	3	—	2	—	—	1
	7年以下	4	4	—	3	—	—	1
	5年以下	3	3	—	1	—	—	2
	3年以下	1	1	—	1	—	—	—
うち執行猶予		—	—	—	—	—	—	—
無罪		—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—

(注) 実人員である。